

## 第15回 災害対策本部報告事項

## ●受援状況について

区分	自治体名	活動内容	派遣人数(人)																			
			8月計	9月																延べ人数		
				1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)	10(水)	11(木)	12(金)	13(土)	14(日)	15(月)	16(火)		17(水)	
県	熊本県	LO派遣	7																	7		
市 長 会	宇土市	災害ごみ処理	2																		2	
		り災証明・被災証明申請受付	14																			14
		住家被害認定調査	0							2	2											4
		在宅避難者健康調査(保健師)	0		1						2											3
	水俣市	災害ごみ処理	1																			1
		り災証明・被災証明申請受付	12	2																		14
		住家被害認定調査	2		1	1					2		2									8
		在宅避難者健康調査(保健師)	0		2		2															4
	菊池市	り災証明・被災証明申請受付	18																			18
		在宅避難者健康調査(保健師)	0		2					2												4
	合志市	り災証明・被災証明申請受付	12																			12
		在宅避難者健康調査(保健師)	0				2			2	2											6
	荒尾市	り災証明・被災証明申請受付	18																			18
		住家被害認定調査	3	1	1	1	1			1	1	1	1	1								12
		在宅避難者健康調査(保健師)	0				2															2
	阿蘇市	り災証明・被災証明申請受付	6																			6
		住家被害認定調査	12																			12
	人吉市	在宅避難者健康調査(保健師)	0		2		2			2	2											8
		り災証明・被災証明申請受付	0	2																		2
	山鹿市	住家被害認定調査										4		2								6
		在宅避難者健康調査(保健師)	0							2												2
		り災証明・被災証明申請受付	0	2																		2
	町 村 会	西原村	住家被害認定調査	4																		4
		芦北町	住家被害認定調査	14	2	2	2	2				1	1	1								25
あさぎり町		住家被害認定調査	2																		2	
五木村		住家被害認定調査	1																		1	
大津町		住家被害認定調査	7										1								8	
菊陽町		住家被害認定調査	2																		2	
小国町		住家被害認定調査	3										1									4
		住家被害認定調査	2																			2
湯前町		在宅避難者健康調査(保健師)	0		1																	1
		住家被害認定調査	4																			4
相良村		住家被害認定調査	2					2													4	
嘉島町		住家被害認定調査	4	1		2	1															8
高森町		住家被害認定調査	8				1															9
津奈木町		住家被害認定調査	6																			6
益城町		住家被害認定調査	0	1							1	1	1									4
和水町		住家被害認定調査	0	1																		4
市町村計			159	2	7	12	6	15	0	0	11	12	7	7	4	0	0	0	0	0	242	
合計			166	2	7	12	6	15	0	0	11	12	7	7	4	0	0	0	0	0	249	

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。

# 被災者支援に関する 各種制度の概要

(令和7年8月大雨関連)

※本内容は、令和7年9月10日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

## 目次

### 被災者対応

災害相談窓口 .....	1
災害ごみの受入れ.....	2
消毒液の配布 .....	3
公衆浴場の無料入浴支援 .....	4
災害ボランティアの派遣依頼 .....	5
災害サポート・レンタカーの提供【更新】.....	6

### 公的書類の発行等

り災証明書の発行【更新】.....	7
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除.....	8
住民票等の交付手数料の免除 .....	9
税証明書の手数料の免除 .....	10

### 経済・生活面の支援

災害見舞金の支給 .....	11
児童手当の特例措置 .....	12
児童扶養手当の特例措置 .....	13
被災者生活再建支援制度【追加】.....	14

## 税金・保険料等の減免措置等

個人住民税(市県民税)の減免【更新】	16
固定資産税の減免【更新】	18
国民健康保険税の減免【更新】	20
介護保険料の減免【更新】	21
介護サービス利用料の減免【追加】	22
後期高齢者医療保険料の減免【更新】	23
国民年金保険料の免除	24
自動車税種別割の減免	25
(軽)自動車税環境性能割の免除	26

## 公共料金の減免措置等

水道料金・簡易水道使用料の減免	27
下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免	28
下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予	29
ケーブルテレビ利用料の免除	30
NHK受信料の免除	31

## 住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	32
住宅の応急修理	33
令和7年8月大雨畳替助成事業	34

浸水住宅修理等に係る相談窓口 .....	35
----------------------	----

## **事業経営・農林漁業への支援**

八代市中小企業信用保証料補給事業(災害対応分) .....	36
-------------------------------	----

日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」.....	37
--------------------------	----

中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」 .....	38
-----------------------------------	----

緊急時短期資金保証制度 .....	39
-------------------	----

金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠) .....	40
----------------------------	----

農地利用効率化等支援交付金 .....	41
---------------------	----

令和7年8月大雨対応産地緊急支援事業.....	42
-------------------------	----

## 被災者対応

制度の名称	<b>災害相談窓口</b>
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>◆開設場所・時間</p> <p>【八代市役所本庁舎2階市民相談室】</p> <p>住所：八代市松江城町1-25</p> <p>開設時間：平日（月～金） 9：00～17：15</p> <p>被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	外国語（22言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問い合わせ先	災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33-4452 外国語での相談（国際課） TEL：33-6846

制度の名称	<b>災害ごみの受入れ</b>								
支援の種類	サービス等								
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により家庭で出た災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。</p> <p>&lt;受入品目&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>家具類（※）</td> <td>布団類</td> <td>木くず</td> <td>畳</td> </tr> <tr> <td>家電製品類（※）</td> <td>プラスチック製品</td> <td>金属類</td> <td></td> </tr> </table> <p>（※）タンス、冷蔵庫等の中は空にしてください。</p> <p>&lt;受入場所・期間&gt;</p> <p>① 八代市水処理センター横（新港町3丁目1番） 9月30日まで（延長）  ② 鏡支所（鏡町内田453番地1） 9月10日まで</p> <p>※受入時間（上記2か所とも）  午前： 9時00分～12時00分  午後： 13時00分～16時30分まで</p> <p>&lt;受入休止&gt;</p> <p>① 八代市水処理センター横  9月1日（木）、16日（火）、18日（木）、22日（月）、25日（木）、29日（月）</p> <p>※状況により期間等、変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。</p>	家具類（※）	布団類	木くず	畳	家電製品類（※）	プラスチック製品	金属類	
家具類（※）	布団類	木くず	畳						
家電製品類（※）	プラスチック製品	金属類							
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方								
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入れは、八代市で発生した大雨に伴う災害ごみに限ります。</li> <li>・ 通常ごみ（家庭ごみ）、産業廃棄物は受け入れできません。</li> <li>・ 上記の受入品目以外の災害ごみは、9月30日までエコイトやつしろにて手数料免除で受入できます。 ※証明書（り災・被災）、手続き必要</li> <li>・ 必ず分別してお持ち込みください。</li> <li>・ 運転免許証をご提示ください。（住所、氏名を控えさせていただきます。）</li> <li>・ 9月1日から、り災証明書等を確認します。  確認させていただくものは(1)～(3)のいずれかです。  (1)り災証明書・被災証明書（写し可）  (2)り災証明申請書の写し  (3)ロゴフォーム申請完了の画面提示（スマホ等）</li> <li>・ 搬入を依頼される場合は、委任状を確認させていただきます。  ※委任状には次の内容を記入してください。（様式は任意）  (1) 災害ごみ発生の家帯住所  (2) 処理を委任した人の氏名  (3) 委任者と搬入者の関係（親類、ボランティア等）</li> </ul>								
お問い合わせ先	循環社会推進課 Tel：34-1997								

制度の名称	<b>消毒液の配布</b>
支援の種類	物資の配布
制度の内容	<p>消毒薬が必要な方に無料で配布しています。</p> <p>&lt;配布方法&gt; 以下の施設で、受付用紙に住所、氏名を記入し、お受け取りください。事前の予約は必要ありません。平日のみの配布となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課（エコエイトやつしろ管理棟 1 階：八代市港町 299 番地）</li> <li>・各支所地域振興課</li> <li>・旧八代市内の各コミュニティセンター</li> </ul> <p>&lt;配布時間&gt;</p> <p>午前 8 時 30 分～午後 5 時</p> <p>&lt;配布物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒液（500 ml×1 本／世帯）</li> <li>・使用方法を記載したチラシ</li> </ul>
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨により床下・床上浸水した家屋の所有者または居住者
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤の散布等は各自で行ってください。</li> <li>・消毒液は、約 100 倍に薄めてお使いください。</li> <li>・薬剤が皮膚や目に入ったときは大量の水と石けんでよく洗い流してください。</li> </ul>
お問い合わせ先	環境課 TEL：33-4114

制度の名称	<b>公衆浴場の無料入浴支援</b>																																																																																																			
支援の種類	サービス等																																																																																																			
制度の内容	被災され入浴が困難な方は、公衆浴場を無料で利用できます。																																																																																																			
	<p>&lt;対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所で生活をされている方</li> <li>・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方</li> </ul> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>入浴料金が無料です。※石鹸やシャンプー等は自己負担になります。</p> <p>&lt;実施期間&gt;</p> <p>当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。</p> <p>&lt;実施施設（協力施設）&gt;</p>																																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧</th> <th>令和7年8月25日現在</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>利用時間 <small>(受付は閉館時間の30分前より1時間前までとなっておりますのでご注意ください)</small></th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>つる乃湯</td> <td>八代市川田町西479</td> <td>39-1000</td> <td>6時30分～22時00分</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>Tabistホテル潮青閣</td> <td>八代市日奈久中西町485</td> <td>38-3300</td> <td>12時30分～22時00分</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>金波楼</td> <td>八代市日奈久上西町336-3</td> <td>38-0611</td> <td>平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>あたらし屋旅館</td> <td>八代市日奈久中町283</td> <td>38-0213</td> <td>10時00分～15時00分</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>不知火ホテル</td> <td>八代市日奈久中西町新4</td> <td>38-0414</td> <td>平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>松の湯</td> <td>八代市日奈久中西町380</td> <td>38-0573</td> <td>8時30～20時30分</td> <td>第1・2・4・5火曜日</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>旅館幸ヶ丘</td> <td>八代市日奈久上西町394</td> <td>38-3016</td> <td>10時00分～19時00分</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>武士屋旅館</td> <td>八代市日奈久上西町360</td> <td>38-0207</td> <td>9時00分～20時00分</td> <td>不定休 (事前問い合わせ)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>日奈久温泉センター ばんべい湯</td> <td>八代市日奈久中町316</td> <td>38-0617</td> <td>10時00分～22時00分</td> <td>第3火曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>東湯</td> <td>八代市日奈久浜町232</td> <td>38-0617</td> <td>6時00分～22時00分</td> <td>第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>八代市千丁 健康温泉センター</td> <td>八代市千丁町新牟田1433</td> <td>46-2611</td> <td>10時00分～21時00分</td> <td>月曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>さかもと温泉センター クレオン</td> <td>八代市坂本町川嶽1091</td> <td>45-8814</td> <td>10時00分～20時00分</td> <td>木曜日(祝日は営業)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>坂本憩いの家</td> <td>八代市坂本町鶴喰893</td> <td>45-8820</td> <td>12時00分～20時00分</td> <td>火曜日</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>東陽交流センター せせらぎ</td> <td>八代市東陽町南1051-1</td> <td>65-2112</td> <td>10時00分～20時00分</td> <td>水曜日(祝日なら翌日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;利用方法&gt;</p> <p>利用施設の受付にて、お申込みください。無料入浴証明書を発行します。</p>					無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在	No.	施設名	住所	電話	利用時間 <small>(受付は閉館時間の30分前より1時間前までとなっておりますのでご注意ください)</small>	休館日	1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時00分	なし	2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時30分～22時00分	なし	3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分	なし	4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時00分～15時00分	不定休 (事前問い合わせ)	5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分	不定休 (事前問い合わせ)	6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30～20時30分	第1・2・4・5火曜日	7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時00分～19時00分	火曜日	8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時00分～20時00分	不定休 (事前問い合わせ)	9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時00分～22時00分	第3火曜日(祝日なら翌日)	10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時00分～22時00分	第2木曜日	11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時00分～21時00分	月曜日(祝日なら翌日)	12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時00分～20時00分	木曜日(祝日は営業)	13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時00分～20時00分	火曜日	14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時00分～20時00分
無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在																																																																																															
No.	施設名	住所	電話	利用時間 <small>(受付は閉館時間の30分前より1時間前までとなっておりますのでご注意ください)</small>	休館日																																																																																															
1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時00分	なし																																																																																															
2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時30分～22時00分	なし																																																																																															
3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時00分 土日祝12時00分～21時00分	なし																																																																																															
4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時00分～15時00分	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																															
5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時00分～19時30分 土日祝10時00分～19時00分	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																															
6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30～20時30分	第1・2・4・5火曜日																																																																																															
7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時00分～19時00分	火曜日																																																																																															
8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時00分～20時00分	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																															
9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時00分～22時00分	第3火曜日(祝日なら翌日)																																																																																															
10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時00分～22時00分	第2木曜日																																																																																															
11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時00分～21時00分	月曜日(祝日なら翌日)																																																																																															
12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時00分～20時00分	木曜日(祝日は営業)																																																																																															
13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時00分～20時00分	火曜日																																																																																															
14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時00分～20時00分	水曜日(祝日なら翌日)																																																																																															
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所で生活をされている方</li> <li>・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方</li> </ul>																																																																																																			
注意事項	—																																																																																																			
お問合わせ先	健康福祉政策課 TEL：33-4003 営業時間など利用については、各施設へお問合せください																																																																																																			

制度の名称	<b>災害ボランティアの派遣依頼</b>
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	<p>被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。</p> <p>災害ボランティアセンターを設置し、8月20日（水）からボランティア活動を開始しています。</p> <p>八代市災害ボランティアセンター 場所：鏡支所・東側駐車場（八代市鏡町内田 453-1）</p> <p style="text-align: right;">災害ボランティアセンターホームページ → </p> <p>&lt;災害ボランティア派遣を希望される方&gt;</p> <p>○支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等</p> <p>※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。</p> <p>派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。</p> <p>受付時間：午前9時～午後4時</p> <p>受付電話：080-5706-3112 または 090-9648-7651</p>
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などをご希望される方
注意事項	—
お問い合わせ先	<p>八代市災害ボランティアセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア派遣を希望される方 Tel：080-5706-3112 または 090-9648-7651</li> <li>・八代市社会福祉協議会 Tel：0965-62-8228</li> </ul>

制度の名称	<b>災害サポート・レンタカーの提供【更新】</b>
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>「災害サポート・レンタカー」とは、令和7年8月大雨により被災された方や支援活動を行う団体を対象に、(一社)日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。</p> <p>9月4日から、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施しています。</p> <p>【実施期間】 令和7年9月4日から令和7年12月25日まで(無料貸出し)</p> <p>【貸出車両】 軽トラック(1台)、普通トラック(1台)、軽乗用車(1台)、 普通乗用車(2台) ※計5台</p> <p>【貸出期間】 最長3日間(実施期間中であれば何度でも利用可)</p> <p>【貸出条件】 (1) 運転免許証の提示(運転者全員分。申込者以外はコピー・写真可) (2) 携帯電話の所有(お持ちでない場合は要相談) (3) 被災の証明(被災・罹災証明(申請)書控、被災状況の分かる写真等)</p> <p>【貸出・鍵受渡窓口】 八代市役所本庁舎 3階 危機管理課 (受付時間) 9:00~16:00 ※平日のみ</p> <p>【お申込み先】 (一社)日本カーシェアリング協会 Tel: 050-5799-4740 (9:30 ~ 16:00) ※水曜休み 申込QRコード 予約申込フォーム: <a href="https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2">https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2</a> ※<u>危機管理課ではお申込みできませんのでご注意ください。</u> ※その他、制度の詳細については、こちらからご確認ください。 <a href="https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220">https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220</a></p> 
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	<u>長期貸出(14日間)は熊本市内の拠点でのみ実施されています。</u> 希望される場合は別途お申し込みください。
お問い合わせ先	日本カーシェアリング協会 Tel: 050-5799-4740 (9:30 ~ 16:00) ※水曜 休み

## 公的書類の発行等

制度の名称	<b>り災証明書の発行【更新】</b>
支援の種類	証明書
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。</p> <p>&lt;申請場所&gt;          市民税課、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所  <b>※龍峯出張所については、9月12日（金曜日）で受付終了しますが、他の受付場所については継続します。</b></p> <p>※オンライン申請もできます。          オンライン申請はこちらのQRコードから → </p> <p>&lt;申請時間&gt;          8時30分～17時15分</p> <p>&lt;申請に必要なもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明願              ※市ホームページから取得できます。</li> <li>・り災証明申請書</li> <li>・被害状況が確認できる写真              ※住家で床上浸水の場合と、住家の床下浸水で自己判定方式を希望されない場合は不要です。              ※被災証明（車・動産等の被災分）・り災証明（住家の床下浸水等）は必須です。              ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。</li> </ul>
活用できる方	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた人の本人確認をします。
お問い合わせ先	市民税課 Tel：33-4107

制度の名称	<b>マイナンバーカード等の再交付手数料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。</p> <p>【申請場所】 市民課、各支所地域振興課、日奈久出張所</p> <p>【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き</p>
活用できる方	令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課 TEL：33-4110

制度の名称	<b>住民票等の交付手数料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>令和7年8月大雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。</p> <p>【対象となるお手続き】</p> <p>(1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付  (2)印鑑登録証明書の交付  (3)住民票の写しの交付</p> <p>【申請場所】</p> <p>市民課、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所  ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。</p> <p>【手続き方法】</p> <p>窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。</p> <p>(1)り災証明書又は被災証明書  (2)本人確認ができるもの  (3)大雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類</p>
活用できる方	<p>(1)令和7年8月10日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、大雨災害により紛失等をされた方  (2)大雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、登録する印鑑をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。</li> <li>・代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。</li> <li>・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。</li> </ul>
お問い合わせ先	市民課 TEL：33-4110

制度の名称	<b>税証明書の手数料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。</p> <p><b>&lt;対象になる税証明書&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得課税証明書</li> <li>・資産証明書</li> <li>・納税証明書</li> </ul> <p><b>【証明書の交付窓口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書発行窓口（本庁1階）</li> <li>・市民税課（本庁2階）</li> <li>・各支所地域振興課</li> <li>・日奈久出張所</li> </ul>
活用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。</li> <li>・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。</li> <li>・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。</li> </ul>
お問い合わせ先	市民税課 TEL：33-4107

## 経済・生活面の支援

制度の名称	<b>災害見舞金の支給</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。</p> <p>&lt;対象者&gt;</p> <p>①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p>②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主</p> <p>&lt;支給&gt;</p> <p>①住家の床上浸水など準半壊以上      3万円</p> <p>②住家の全壊                                      10万円</p> <p>&lt;対象の方へのご案内&gt;</p> <p>申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。</p>
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課 TEL：33-4003

制度の名称	<b>児童手当の特例措置</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>○被災により、認定請求等の届出が遅れた場合  児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日より15日以内に手続きすることで、事実の発生した日の翌月分から支給されます。</p> <p>被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、遡って認定することが可能です。</p> <p>また、請求書等に添えなければならない書類を省略、またはこれに代わる他の書類を添えて提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。</li> <li>・り災証明書の提出が必要な場合があります。</li> </ul>
活用できる方	出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課 TEL：37-6800

制度の名称	<b>児童扶養手当の特例措置</b>
支援の種類	給付
制度の内容	<p>○被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。 自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した翌月から手当を支給します。</p> <p>○住宅・家財等が2分の1以上被災された場合 所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。</p> <p>&lt;対象者&gt; 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の2分の1以上被災された方</p> <p>該当される場合は、こども家庭支援課までお申出ください。</p>
活用できる方	児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課 TEL：37-6800

制度の名称	<b>被災者生活再建支援制度【追加】</b>				
支援の種類	給付				
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p>&lt;支援金の支給額&gt;</p>				
	区分	基礎支援金	加算支援金		合計
	全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
			補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
	中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
			補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
賃借			25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)	
<p>※（ ）は単身世帯の金額になります。</p>					
<p>&lt;申請書類&gt;</p>					
<p>基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など          加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など          ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。          ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。</p>					
<p>&lt;申請期間&gt;</p>					
<p>基礎支援金：災害発生日から13ヵ月以内          加算支援金：災害発生日から37ヵ月以内</p>					
<p>(次のページへ)</p>					

活用できる方	<p>①居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）</p> <p>②居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）</p> <p>③土石流等による被害が発生する危険な状況が継続すること。その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）</p> <p>④居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>⑤居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。</li> <li>・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</li> <li>・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。</li> </ul>
お問合わせ先	生活援護課 Tel：33-8722

## 税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	<b>個人住民税（市県民税）の減免【更新】</b>																																																	
支援の種類	減免																																																	
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される方は、令和7年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。令和7年度の個人住民税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p>&lt;制度内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事由</th> <th style="width: 50%;">減額・免除措置の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡した場合</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>障がい者となった場合</td> <td>10分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="4">減額・免除措置の割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">半壊のとき</th> <th style="width: 15%;">中規模半壊のとき</th> <th style="width: 15%;">大規模半壊のとき</th> <th style="width: 15%;">全壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>4分の3</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>4分の1</td> <td>8分の3</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>8分の1</td> <td>16分の3</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">令和6年中の合計所得金額</th> <th colspan="3">減額・免除措置の割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">10分の2以上 10分の4未満</th> <th style="width: 20%;">10分の4以上 10分の5未満</th> <th style="width: 30%;">10分の5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>4分の3</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>8分の3</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>16分の3</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;対象となる税額&gt;</p> <p>【8月10日以降に納期を迎える個人市県民税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収…7月分（納期限：令和7年8月13日）以降の税額</li> <li>・普通徴収…第2期（納期限：令和7年9月1日）以降の税額</li> </ul> <p>&lt;申請受付&gt;</p> <p style="text-align: center;">令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p>(次のページへ)</p>	事由	減額・免除措置の割合	死亡した場合	全部	障がい者となった場合	10分の9	令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合				半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき	500万円以下	2分の1	2分の1	4分の3	全部	750万円以下	4分の1	4分の1	8分の3	2分の1	1,000万円以下	8分の1	8分の1	16分の3	4分の1	令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合			10分の2以上 10分の4未満	10分の4以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	4分の3	全部	750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1	1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1
事由	減額・免除措置の割合																																																	
死亡した場合	全部																																																	
障がい者となった場合	10分の9																																																	
令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合																																																	
	半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき																																														
500万円以下	2分の1	2分の1	4分の3	全部																																														
750万円以下	4分の1	4分の1	8分の3	2分の1																																														
1,000万円以下	8分の1	8分の1	16分の3	4分の1																																														
令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合																																																	
	10分の2以上 10分の4未満	10分の4以上 10分の5未満	10分の5以上																																															
500万円以下	2分の1	4分の3	全部																																															
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1																																															
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1																																															

	<p>&lt;申請に必要な書類&gt;  【(1)、(2)共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・り災証明書（写しでも可）</li> </ul> <p>&lt;(2)を申請される方は上記書類に加え&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類</li> <li>・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類</li> <li>・被害を受けた家財の明細書</li> <li>・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類</li> </ul> <p>※家財の範囲  納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>【家財の対象外となる動産】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるもの</u></li> <li>・<u>固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等）</u></li> <li>・<u>自家用車、バイク等の屋外で使用する動産</u></li> </ul> </div> <p>&lt;受付場所&gt;  本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）  各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。  準備ができ次第、お知らせいたします。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住又は所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	市民税課 TEL：33-4107

制度の名称	<b>固定資産税の減免【更新】</b>												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税の税額を減免します。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家屋</td> <td>全壊のとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊のとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊・半壊のとき</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	家屋	全壊のとき	全部	大規模半壊のとき	10分の6	中規模半壊・半壊のとき	10分の4		
	資産区分	損害の程度	減免の割合										
	家屋	全壊のとき	全部										
		大規模半壊のとき	10分の6										
		中規模半壊・半壊のとき	10分の4										
	<p><u>家屋の損害において必要な申請書類</u></p> <p>(1) 住家の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・り災証明書（コピー可）</li> </ul> <p>(2) 住家以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・被害状況が分かる写真</li> <li>・家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書</li> </ul>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地</td> <td>当該土地の面積の8/10以上</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の6/10以上8/10未満</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の4/10以上6/10未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>当該土地の面積の2/10以上4/10未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の8	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の6	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の4
	資産区分	損害の程度	減免の割合										
	土地	当該土地の面積の8/10以上	全部										
当該土地の面積の6/10以上8/10未満		10分の8											
当該土地の面積の4/10以上6/10未満		10分の6											
当該土地の面積の2/10以上4/10未満		10分の4											
<p><u>土地の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・被害状況がわかる写真</li> </ul>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産区分</th> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">償却資産</td> <td>全壊、流失、埋没等による除却</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>6/10以上</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>4/10以上6/10未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>2/10以上4/10未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	資産区分	損害の程度	減免の割合	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部	6/10以上	10分の8	4/10以上6/10未満	10分の6	2/10以上4/10未満	10分の4	
資産区分	損害の程度	減免の割合											
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部											
	6/10以上	10分の8											
	4/10以上6/10未満	10分の6											
	2/10以上4/10未満	10分の4											
<p><u>償却資産の損害において必要な申請書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・被害状況が分かる写真</li> <li>・償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書</li> </ul>													
<p>(次ページへ続く)</p>													

	<p>&lt;対象となる税額&gt;  【8月10日以降に納期を迎える令和7年度分の固定資産税】  ・第3期（納期限：令和7年12月1日）以降の税額</p> <p>&lt;申請受付&gt;  令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p>&lt;受付場所&gt;  本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）  各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。  準備ができ次第、お知らせいたします。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	資産税課 TEL：33-4108

制度の名称	<b>国民健康保険税の減免【更新】</b>										
支援の種類	減免										
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。令和7年度の国民健康保険税が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p>&lt;減免の基準・内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>半壊のとき</th> <th>中規模半壊のとき</th> <th>大規模半壊のとき</th> <th>全壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p>&lt;対象&gt;  <b>【8月10日以降に納期を迎える国民健康保険税】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期）</li> <li>・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）</li> </ul> </p> <p>&lt;申請に必要な書類&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・り災証明書（写しでも可）</li> </ul> </p> <p>&lt;申請受付&gt;            令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p>&lt;受付場所&gt;            本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）            各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。            準備ができ次第、お知らせいたします。</p>	損害の程度	半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき	減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部
損害の程度	半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき							
減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部							
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯										
注意事項	—										
お問い合わせ先	国保ねんきん課 TEL：33-4113										

制度の名称	<b>介護保険料の減免【更新】</b>										
支援の種類	減免										
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p>&lt;減免の基準・内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>半壊のとき</th> <th>中規模半壊のとき</th> <th>大規模半壊のとき</th> <th>全壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の割合</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p>&lt;対象&gt; 【8月10日以降に納期を迎える介護保険料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期）</li> <li>・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）</li> </ul> <p>&lt;申請に必要な書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・り災証明書（写しでも可）</li> </ul> <p>&lt;申請受付&gt; 令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p>&lt;受付場所&gt; 本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。</p>	損害の程度	半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき	減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部
損害の程度	半壊のとき	中規模半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき							
減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部							
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者										
注意事項	—										
お問い合わせ先	介護保険課 TEL：32-1175										

制度の名称	<b>介護サービス利用料の減免【追加】</b>												
支援の種類	減免												
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p>&lt;減免の基準・内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前年中の合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき</th> <th>全壊のとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120万円未満</td> <td>100分の97</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>120万円以上</td> <td>100分の95</td> <td>100分の97</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定</p> <p>&lt;申請に必要な書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減免申請書</li> <li>・り災証明書（写しでも可）</li> </ul> <p>&lt;申請受付&gt;</p> <p>令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）</p> <p>&lt;受付場所&gt;</p> <p>本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。</p>		前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき	全壊のとき	120万円未満	100分の97	100分の100	120万円以上	100分の95	100分の97
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合												
	半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき	全壊のとき											
120万円未満	100分の97	100分の100											
120万円以上	100分の95	100分の97											
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた介護保険サービス利用者												
注意事項	—												
お問い合わせ先	介護保険課 TEL：33-4145												

制度の名称	<b>後期高齢者医療保険料の減免【更新】</b>																		
支援の種類	減免																		
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年（12か月）分の後期高齢者医療保険料の減免措置を受けることができます。保険料が減免される割合は、以下のとおりです。</p> <p>&lt;減免の基準・内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前年中の総所得金額</th> <th colspan="2">被害区分・損害の程度</th> </tr> <tr> <th>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼</th> <th>全壊（流出を含む）・全焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> <td>10分の5以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え 1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※損害の程度・・・り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定</p> <p>&lt;申請書類&gt; 減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（コピー可）、損害補填額の分かるもの（コピー可）又は申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書又は前年中の所得がわかる書類（コピー可）</p> <p>&lt;申請受付&gt; 令和7年9月19日（金）～ 令和8年9月30日（水）</p> <p>&lt;受付場所&gt; 本庁2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所</p> <p>●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。</p>		前年中の総所得金額	被害区分・損害の程度		大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼	全壊（流出を含む）・全焼		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	全部	500万円を超え 750万円以下	4分の1	2分の1	750万円を超え 1,000万円以下	8分の1	4分の1
前年中の総所得金額	被害区分・損害の程度																		
	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼	全壊（流出を含む）・全焼																	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																	
500万円以下	2分の1	全部																	
500万円を超え 750万円以下	4分の1	2分の1																	
750万円を超え 1,000万円以下	8分の1	4分の1																	
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者																		
注意事項	—																		
お問い合わせ先	国保ねんきん課 TEL：33-4113 熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL：096-368-6511																		

制度の名称	<b>国民年金保険料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。</p> <p>※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課、または八代年金事務所へお問い合わせください。</p>
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ先	<p>国保ねんきん課 TEL：33-4105</p> <p>八代年金事務所 TEL：35-6123</p>

制度の名称	<b>自動車税種別割の減免</b>
支援の種類	減免
制度の内容	<p>・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割</p> <p><b>&lt;減免の内容&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車が使用不能の場合 →全額免除</li> <li>・被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 →税額の 1/2 相当額を軽減</li> </ul> <p><b>&lt;主な必要書類&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害減免申請書</li> <li>②「り災証明書」又は「被災証明書」</li> <li>③被災自動車の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書</li> <li>④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 （やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要）</li> <li>⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書</li> <li>⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類</li> </ol> <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。  <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html</a>  インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	<p><u>軽自動車は対象ではありません。</u></p> <p>※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。</p> <p>※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。</p>
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

制度の名称	<b>(軽) 自動車税環境性能割の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>&lt;免除の対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割</li> </ul> <p>&lt;免除の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 →全額免除</li> </ul> <p>&lt;主な必要書類&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害減免申請書</li> <li>②「り災証明書」又は「被災証明書」</li> <li>③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書</li> <li>④被災自動車の抹消登録が確認できる書類</li> <li>⑤取得した自動車の自動車検査証</li> </ol> <p>「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。  <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html</a>  インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により自動車に被害を受け、買い替えをされた方
注意事項	軽自動車も対象です。
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

## 公共料金の減免措置等

制度の名称	<b>水道料金・簡易水道使用料の減免</b>							
支援の種類	減免							
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、水道料金・簡易水道使用料の全額または一部を免除します。</p> <p>&lt;減免対象月&gt; 9月請求分（8月使用分）</p> <p>&lt;減免内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">判定区分</th> <th style="text-align: center;">減免区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <b>【床上浸水】</b>  全壊  大規模半壊  中規模半壊  半壊  準半壊 </td> <td style="text-align: center;">全額減免（請求なし）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <b>【床下浸水】</b>  一部損壊 </td> <td style="text-align: center;"> 基本料金のみ請求  （上水道：920円、簡易水道：1,630円、  生活環境事務組合の場合：1,210円）  ※口径13mmの水道メーターを使用の場合 </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;申請方法&gt; り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなします。申請不要です。</p>		判定区分	減免区分	<b>【床上浸水】</b> 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）	<b>【床下浸水】</b> 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合
判定区分	減免区分							
<b>【床上浸水】</b> 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）							
<b>【床下浸水】</b> 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合							
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所に給水する水道料金・簡易水道使用料を減免します。							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。</li> <li>・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。</li> </ul>							
お問い合わせ先	水道局または上下水道お客様センター 水道局 TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道） TEL：32-7194 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049							

制度の名称	下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免						
支援の種類	減免						
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料の全額または一部を免除します。</p> <p>&lt;減免対象月&gt; 9月請求分（8月使用分）</p> <p>&lt;減免内容&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災判定区分</th> <th>減免区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 【床上浸水】  全壊  大規模半壊  中規模半壊  半壊  準半壊 </td> <td>全額減免（請求なし）</td> </tr> <tr> <td> 【床下浸水】  一部損壊 </td> <td> 基本料金のみ請求  ・下水道：1,390円  ・農業集落排水：2,600円  ・公共浄化槽：4,460円 </td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;申請方法&gt; り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなしますので、<u>申請不要</u>です。</p>	被災判定区分	減免区分	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円
被災判定区分	減免区分						
【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）						
【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円						
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所からの排水に対する下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料を減免します。						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。</li> <li>還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。</li> </ul>						
お問い合わせ先	下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課 TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道） TEL：62-9888						

制度の名称	<b>下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予</b>
支援の種類	猶予
制度の内容	<p>令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。</p> <p>&lt;猶予対象期&gt; 令和7年度2期、3期、4期</p> <p>&lt;猶予期間&gt; 1年間</p> <p>&lt;申請方法&gt; 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。</p>
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	<p>下水道総務課</p> <p>TEL：33-4147</p>

制度の名称	<b>ケーブルテレビ利用料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>八代市ケーブルテレビ利用料について、令和7年8月大雨により被災された方で、利用できない（利用されない）方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。</p> <p>&lt;対象区域&gt; 八代市ケーブルテレビの業務区域内</p> <p>&lt;免除する内容&gt; ケーブルテレビ利用料の「基本利用料金」及び「追加利用料金」</p> <p>&lt;免除の期間&gt; 利用の休止の届出を提出した翌月から適用されます。</p>
活用できる方	八代市ケーブルテレビの業務区域内の放送施設等が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス）を受けている加入者
注意事項	申請が無い場合は利用料金が発生します。
お問い合わせ先	<p>「解約・休止」に関すること テレビやつしろ株式会社 TEL：0120-15-8246（平日9時～18時）</p> <p>「ケーブルテレビの運用」に関すること デジタル推進課 TEL：33-4103</p>

制度の名称	<b>NHK受信料の免除</b>
支援の種類	免除
制度の内容	<p>災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。</p> <p>&lt;災害救助法が適用されている区域&gt; 八代市全域</p> <p>&lt;免除の対象&gt; 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約</p> <p>&lt;免除期間&gt; 令和7年8月から令和7年9月まで（2か月間）</p> <p>&lt;申請の手続き&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書の写し</li> <li>・放送受信料免除申請書</li> </ul> <p>※NHK のホームページに掲載 <a href="https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/">https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/</a></p> <p>&lt;申請書類のお送り先&gt; 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛</p>
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。</li> <li>・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。</li> </ul>
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

## 住まいの確保

制度の名称	<b>賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）</b>								
支援の種類	現物貸与								
制度の内容	<p>住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。</p> <p>&lt;条件&gt;          賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること</p> <table> <tr> <td>1人世帯</td> <td>5.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>6.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人～4人世帯</td> <td>8.5万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人以上の世帯</td> <td>13万円以下</td> </tr> </table> <p>&lt;入居期間&gt;          最長2年間</p>	1人世帯	5.5万円以下	2人世帯	6.5万円以下	3人～4人世帯	8.5万円以下	5人以上の世帯	13万円以下
1人世帯	5.5万円以下								
2人世帯	6.5万円以下								
3人～4人世帯	8.5万円以下								
5人以上の世帯	13万円以下								
活用できる方	令和7年8月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方								
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。</li> <li>・駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。</li> <li>・既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ              8月11日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません）</li> </ul>								
お問い合わせ先	住宅課 TEL：33-4122								

制度の名称	<b>住宅の応急修理</b>						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	<p>日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって八代市が支払う制度です。</p> <p>&lt;修理の範囲&gt; 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。</p> <p>&lt;費用の限度額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大規模半壊、半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;必要書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第 1 号）</li> <li>・資力に関する申出書（様式第 2 号）</li> <li>・修理見積書（様式第 3 号）</li> <li>・応急修理依頼書（様式第 4 号）</li> <li>・り災証明書（写）</li> <li>・施工前の被害状況がわかる写真</li> <li>・応急修理実施連絡書 等</li> </ul>	被害認定	限度額	全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円
被害認定	限度額						
全壊、大規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円						
活用できる方	<p>り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅</p> <p>（※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。</p>						
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。</li> <li>・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。</li> <li>・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。</li> </ul>						
お問い合わせ先	営繕課 TEL：33-4401						

制度の名称	<b>令和7年8月大雨畳替助成事業</b>
支援の種類	助成
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災の方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>9割（上限：13,000円/1畳） ※消費税は対象となりません。</p> <p>※枚数の上限はありません。</p> <p>※被災後に助成券（1畳 1,000円助成）を使用された方は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。</p> <p>&lt;対象期間&gt;</p> <p>令和7年8月11日（月）～令和8年3月31日（火）</p> <p>&lt;申請に必要な書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災証明書（準半壊以上）</li> <li>・ 畳の枚数や単価が記載された書類（見積書など）</li> </ul> <p><u>※すでに張替えを行った方は、以下の書類も必要となります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書（支払いがお済の場合）または請求書</li> <li>・ 畳仕様書（QRコードが貼り付けてあるもの。購入先の畳店等からもらって下さい。）</li> <li>・ 畳の新調や畳表の張替えの状況が判る写真</li> <li>・ 振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード）</li> </ul> <p>※ その他必要に応じて書類の提出を求められることがあります。</p> <p>&lt;申請場所&gt;</p> <p>農業振興課 又は 各支所産業建設課</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八代市内にお住まいの方で、災害対策基本法に基づく「被災証明書」が発行されており、準半壊以上の被害判定を受けている方。</li> <li>・ 市税の滞納がない方。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八代市産の畳表を使用すること（QRコードタグを添付）</li> <li>・ 災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）にて、畳が対象となっていないこと。</li> </ul>
お問い合わせ先	農業振興課 TEL：33-8751



熊本県産畳表マスコットキャラクター  
たみわらし  
畳 童子の「たみ」

制度の名称	<b>浸水住宅修理等に係る相談窓口</b>
支援の種類	サービス等
制度の内容	<p>◆浸水被害を受けた住宅の修理等について建築士による無料相談窓口を設置します。</p> <p>◆開設場所・日時</p> <p>【龍峯コミュニティセンター 1階研修室】  場所：八代市興善寺町 1952  開設時間：13：00～16：00  開設曜日：令和7年9月10日から毎週水曜日</p> <p>【千丁コミュニティセンター 1階ロビー】  住所：八代市千丁町新牟田 1434  開設日：令和7年9月10日から毎週金曜日  開設時間：13：00～16：00  ※窓口のみの対応となります。</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により住家等が被災された方
注意事項	上記の開設日、時間に直接相談できない場合は、下記のお問合せ先にご連絡ください。建築士から直接、折り返しのご連絡を差し上げます。
お問合わせ先	熊本県建築士会 毎週月水金（祝日除く）13：00～16：00 TEL：096-384-6200 096-384-6202 建築指導課 TEL：33-4750

## 事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
支援の種類	補助
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。</p> <p>&lt;対象融資&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小口資金融資</li> <li>② 中小企業経営安定特別融資</li> <li>③ 創業支援融資</li> </ul> <p>&lt;補給内容&gt;</p> <p>信用保証料の全額を補給</p>
活用できる方	令和7年8月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	—
お問い合わせ先	商工政策課 Tel：33-8513

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」		
支援の種類	貸付・融資		
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。		
	<制度内容>		
		国民生活事業	中小企業事業
	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）	
金利（※3）	1.90%	1.95%	
	（※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。		
	（※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内）		
	（※3）いずれも令和7年8月1日現在、貸付期間5年の場合		
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者		
注意事項	—		
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 Tel：32-5195		

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>(2) 貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在）</p> <p>(3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月</p> <p>(4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還</p> <p>(5) 担保、保証人：不要</p> <p>(6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店</p>
活用できる方	<p>小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。</p> <p>(1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。</p> <p>(2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。</p> <p>（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。</p>
注意事項	<p>以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）</p> <p>(1) 被災したことを証明する証明書</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの）</p> <p>(3) 貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本）</p> <p>(4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）</p> <p>(5) 収入印紙</p> <p>（※2） 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。</p>
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	<b>緊急時短期資金保証制度</b>
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>&lt;限度額&gt;</p> <p>① 普通保証制度 2億8,000万円以内</p> <p>② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内</p> <p>&lt;資金使途&gt;</p> <p>事業資金（運転資金に限る）</p> <p>&lt;期間&gt;</p> <p>6か月以内</p> <p>&lt;保証料率&gt;</p> <p>① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90%</p> <p>② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20%</p> <p>&lt;融資利率&gt;</p> <p>金融機関所定利率</p> <p>&lt;返済方法&gt;</p> <p>一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能</p> <p>&lt;担保&gt;</p> <p>原則として不要</p> <p>&lt;保証人&gt;</p> <p>原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 TEL：096-375-2000

制度の名称	<b>金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）</b>
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<p>〈限度額〉  1 企業 8,000 万円  1 組合 1 億円</p> <p>〈期間〉  1 年以上 10 年以内  据え置き期間 2 年以内</p> <p>〈保証料〉  保証料は県が全額負担します。</p> <p>〈融資利率〉  2 年以内 固定 年 1.50%以内  3 年以内 固定 年 1.70%以内  5 年以内 固定 年 1.85%以内  7 年以内 固定 年 2.00%以内  7 年超 固定 年 2.20%以内</p> <p>〈担保〉  必要に応じて徴求</p> <p>〈保証人〉  原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</p>
活用できる方	<p>次の（１）又は（２）に該当する方</p> <p>（１）令和 7 年 8 月大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行するり災証明書又は被災証明書を有している方</p> <p>（２）次の①又は②のいずれかに該当する方</p> <p>①令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方</p> <p>②令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、今後 3 か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高に比して減少する見込みの方</p>
注意事項	活用できる方（２）の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 7 年 8 月大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	<p>市内金融機関</p> <p>八代商工会議所 TEL：32-6191</p> <p>八代市商工会 TEL：52-8111</p> <p>熊本県信用保証協会八代支所 TEL：33-2579</p>

制度の名称	<b>農地利用効率化等支援交付金</b>
支援の種類	補助
制度の内容	<p>令和7年8月大雨で被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。</p> <p>&lt;補助率&gt;  3/10以内（国費上限600万円）  ※助成金の上限額は300万円です。ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が1,000万円を超える者であって、市が必要と認める場合は、上限額が最大600万円となります。  ※大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。  ※県・市において補助率の上乗せを検討中です。決定次第お知らせします。</p> <p>&lt;成果目標&gt;  被災前の水準を上回る数値目標を設定する必要があります。  【必須目標】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大  【選択目標】農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、経営コストの縮減 から、1つを選択</p> <p>&lt;要望期間&gt;  調整中 ※詳細が分かり次第情報更新予定</p>
活用できる方	地域計画の目標地図に位置付けられた方 （位置付けられることが確実であると市が認める方を含みます）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望については、被災した機械等の被害状況、写真、共済の加入状況等が必要になります。</li> <li>・ 既に、取組まれた場合は、被害状況等と合わせて、見積書、納品書、領収書等も必要になります。</li> </ul>
お問い合わせ先	農林水産政策課 TEL：33-4117

制度の名称	<b>令和7年8月大雨対応産地緊急支援事業</b>		
支援の種類	補助		
制度の内容	令和7年8月大雨で被災した農業者の早期営農再開に向け、種子・種苗等の生産資材の調達や作物残さの撤去等に対して、国の支援が実施されます。		
	＜支援内容及び補助率＞		
	(1) 営農再開支援		
		支援内容	補助率
	資材の調達等支援	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費	1/2 以内
	作物残さの除去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。）	定額 （作物残さ： 1,500 円/10a 以内、保管中の農作物残さ：5,500 円/人日以内）
	追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内
	(2) 集出荷施設等における農産物の出荷円滑化等支援		
		支援内容	補助率
	施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2 以内 （補修等に必要経費に限る。）
周辺集出荷施設等の活用	周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費や被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	定額 （7,000 円/ t 以内）	
※現在手続きの準備を行っています。申請方法、受付期間等が決定しましたら、改めて市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。			
活用できる方	詳細がわかり次第、市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。		
注意事項	—		
お問い合わせ先	農業振興課 Tel：33-8751		

### 1.り災・被災証明申請状況 別紙参照

### 2.り災・被災証明申請への窓口体制

	9/6（土）	9/7（日）	9/8（月）	9/9（火）	9/10（水）	9/11（木）
市民税課	—	—	窓口 4 部内応援 2 名	窓口 4 部内応援 0 名	窓口 4 部内応援 1 名	窓口 4 部内応援 1 名
千丁支所	—	—	ロビーにて 8 席設置	ロビーにて 8 席設置	ロビーにて 8 席設置	ロビーにて 8 席設置
鏡支所	—	—	窓口 4	窓口 4	窓口 4	窓口 4
龍峯出張所	—	—	申請窓口設置	申請窓口設置	申請窓口設置	申請窓口設置

### 3.被災調査状況 別紙参照

### 4. 寄附（9/10 現在）

受入状況：~~11~~<sup>13</sup>件（企業・団体 5 件、個人 6 件、自治体 2 件）

508 万 3,340 円

令和7年8月豪雨による罹災証明・被災証明申請件数調査(災害対策本部会議用)

組織	調査項目			累計	9月4日(木)	9月5日(金)	9月6日(土)	9月7日(日)	9月8日(月)	9月9日(火)	9月10日(水)	
	調査時点				14:00時点							
	報告時間(報告締切)				14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	
本庁	問合せ件数			1,275	15	15	0	0	15	15	15	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	613	7	11	0	0	8	12	10	
			即時発行分	1,578	56	37	0	0	50	52	50	
		オンライン	要調査分	324	5	2	0	0	2	2	1	
			即時発行分	773	6	15	0	0	15	28	15	
小計			3,288	74	65	0	0	75	94	76		
日奈久出張所	問合せ件数			9	0	0	0	0	0	0	0	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	2	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	10	0	1	0	0	0	0	0	
			小計	12	0	1	0	0	0	0	0	
坂本支所	問合せ件数			5	0	0	0	0	0	0		
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	3	0	0	0	0	1	0		
			小計	3	0	0	0	0	1	0		
千丁支所	問合せ件数			648	10	10	0	0	10	7	5	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	274	3	0	0	0	3	0	1	
			即時発行分	840	14	13	0	0	17	16	8	
			小計	1,114	17	13	0	0	20	16	9	
鏡支所	問合せ件数			1,071	18	34	0	0	18	27	15	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	270	0	1	0	0	0	0	0	
			即時発行分	518	10	13	0	0	13	9	5	
			小計	788	10	14	0	0	13	9	5	
東陽支所	問合せ件数			15	0	0	0	0	0	1	0	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	3	0	0	0	0	1	1		
			小計	3	0	0	0	0	1	1		
泉支所	問合せ件数			7	1	0	0	0	0	0	0	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	3	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	3	0	0	0	0	0	0		
			小計	6	0	0	0	0	0	0		
龍峯出張所	問合せ件数			117	1	1	0	0	1	1	1	
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	21	0	0	0	0	0	0	0	
			即時発行分	56	0	0	0	0	1	0		
			小計	77	0	0	0	0	1	0		
集計	問合せ件数			3,138	45	60	0	0	44	51	35	
	り災・被災証明申請件数(合計)	申請者	要調査分(り災証明)	1,508	15	14	0	0	13	14	12	
			即時発行分	3,778	86	79	0	0	95	108	78	
			小計	5,286	101	93	0	0	108	122	90	
		被害内訳	住家	床下	1,693	28	12	0	0	38	33	24
			車	2,392	50	39	0	0	56	69	50	
			小屋	1,043	20	21	0	0	15	20	4	
り災・被災証明発行件数 ※市民税課入力欄	要調査分	り災証明(半壊以上)	567	0	78	0	0	79	98	85		
		り災証明(一部損壊)	39	0	10	0	0	9	5	8		
		小計	606	0	88	0	0	88	103	93		
	即時発行	り災証明(一部損壊) 被災証明	3,778	86	79	0	0	95	108	78		
合計			4,384	86	167	0	0	183	211	171		

3. 被災調査の実施状況

① 住家被害認定調査体制

調査体制		9月4日(木)	9月5日(金)	9月6日(土)	9月7日(日)	9月8日(月)	9月9日(火)	9月10日(水)			
構成	班体制	★ 6班体制	★ 6班体制	★ 4班体制	★ 4班体制	★ 5班体制	★ 5班体制	★ 4班体制			
	八代市	部内応援 2名	部内応援 3名 他部応援 1名	部内応援 2名	部内応援 2名	部内応援 1名 他部応援 1名	部内応援 3名	部内応援 0名			
		県町村会計	県町村会計 4名 芦北町 2名 高森町 2名	県町村会計 6名 芦北町 2名 高森町 1名 嘉島町 2名 津奈木町 1名	県町村会計 0名	県町村会計 0名	県町村会計 0名	県町村会計 1名 和水町 1名	県町村会計 2名 芦北町 1名 和水町 1名		
	県市長会計		県市長会計 2名 荒尾市 1名 水俣市 1名	県市長会計 1名 荒尾市 1名	県市長会計 0名	県市長会計 0名	県市長会計 3名 荒尾市 1名 宇土市 2名	県市長会計 5名 荒尾市 1名 宇土市 2名 水俣市 2名	県市長会計 5名 荒尾市 1名 山鹿市 4名		
			調査校区	代陽	1	2	1		1	4	1
				八代	4	1	1	2	5	2	2
				太田郷	6	2	1	2		4	2
	植柳				1	1		1			
	麦島	1									
	松高	8		11	3	6	9	7	3		
	八千把	2		5			4	4	3		
	高田			1					1		
金剛						1					
郡築	3	3			3		5				
昭和								1			
宮地						1		1			
龍峯											
日奈久											
二見											
坂本											
千丁	8	15	10	21	6	14	12				
鏡	10		10			15	2				
東陽					4						
泉											
合計	43	41	27	34	32	55	28	1210			
		9月4日(木)	9月5日(金)	9月6日(土)	9月7日(日)	9月8日(月)	9月9日(火)	9月10日(水)			
り災証明書 発送内訳	全壊								1		
	大規模半壊								0		
	中規模半壊								0		
	半壊		61			62	75	56	439		
	準半壊		17			17	23	29	127		
	一部損壊		10			9	5	8	39		
	日計	0	88	0	0	88	103	93			
	累計	234	322	322	322	410	513	606	606		

## 市民環境対策部 対応状況

### 1. 災害ごみの対応状況（9/10までの実績）

（単位：台）

日付	水処理センター		鏡支所	千丁東グラウンド	エコエイト	合 計	
	土砂・がれき	災害ごみ	災害ごみ・土砂・がれき	災害ごみ・土砂・がれき	災害ごみ	土砂・がれき	災害ごみ
8/12(火)					7	0	7
8/13(水)	13				49	13	49
8/14(木)	15		472		89		576
8/15(金)	545		337		94		976
8/16(土)	485		389				874
8/17(日)	521		398				919
8/18(月)	492		432		69		993
8/19(火)	367		351		67		785
8/20(水)	499			259	40		798
8/21(木)			320	327	68		715
8/22(金)					93		93
8/23(土)	526		394	406			1,326
8/24(日)	460		360	385			1,205
8/25(月)					81		81
8/26(火)	372		277	337	31		1,017
8/27(水)	278			345	42		665
8/28(木)			243	303	27		573
8/29(金)	226		197	291	30		744
8/30(土)	279		277	368			924
8/31(日)	445						445
9/1(月)			188		40		228
9/2(火)	125		183		25		333
9/3(水)	181				21		202
9/4(木)			127		24		151
9/5(金)	108		151		30		289
9/6(土)	164		248				412
9/7(日)	151		241				392
9/8(月)					39		39
9/9(火)	84		286		11		381
9/10(水)	26		69		12		107
累 計	6,362		5,940	3,021	989		16,312

○災害ごみは、7種類（家具類、布団、木くず、畳、家電製品、金属類、廃プラ）

○受付時間：9：00～16：30（興善寺町臨時集積所は、9：00～16：00）

※千丁東グラウンドは、8月30日（土）、鏡支所は9月10日（水）で閉鎖。

※水処理センター仮置場は、9月30日（火）まで延長。

※被害が甚大な龍峯地区に地域限定の興善寺町臨時集積所を9月13日（土）から設置予定。

## 2. 屋内消毒の対応状況（9/10までの実績）

（消毒液の配布状況）

（単位：本）

日付	エコエイト	各支所	各コミセン	合計
8/25(月)	257	478	494	1,229
8/26(火)	15	104	156	275
8/27(水)	5	42	126	173
8/28(木)	11	72	72	155
8/29(金)	4	33	42	79
8/30(土)	4			4
8/31(日)	2			2
9/1(月)	2	51	35	88
9/2(火)	0	40	35	75
9/3(水)	2	2	18	22
9/4(木)	0	14	15	29
9/5(金)	2	7	19	28
9/6(土)				
9/7(日)				
9/8(月)	2	19	26	47
9/9(火)	0	9	44	53
9/10(水)	42	14	21	77
累計	348	885	1,103	2,336

○消毒液の発注数が計3,500本。納品数が計3,200本。

## 3. 損壊家屋等の公費解体について

○建物の解体・撤去費用を、市町村が所有者に代わって解体工事と費用負担を行う制度

（内容）

- ・申請開始：10月を予定
- ・申請窓口：循環社会推進課（港町エコエイト内・TEL34-1997）
- ・対象：り災証明書で「全壊」と判定された家屋等

（申請方法）申請者：建物等の所有者からの申請が必要（要予約）

必要書類：申請書、り災証明書（全壊）、建物見取り図、写真、登記事項証明書  
各種同意書 等

○周知方法：広報「やつしろ」10月号及び市ホームページ等にて周知予定。

(案)

# 令和7年8月豪雨に関する 弁護士なんでも相談会

熊本県弁護士会の弁護士が、令和7年8月豪雨で被災された方及びご家族からの被害に関連するお悩み事の相談を受けます(秘密は守られます)。

開催日：9月29日(月)～10月2日(木)

相談受付時間：13:00～15:30

ところ：八代市役所2階 市民相談室

相談無料



## 相談事例

- ①被災した家屋の修理に行政からお金が出ると聞いたが、詳しく知りたい。
- ②借家に住んでいるが、大家さんから、被災家屋の修繕を理由に退去を求められており困っている。
- ③今回の災害で、毎月のローン(住宅や車)の返済が厳しいが、何か救済制度はあるのか。

相談は事前予約制となります。

予約は、9月18日(木) 8:30から受付を開始します。

なお、当日予約は受けません。予約なしでも相談可能ですが、予約された方を優先しますので、予約状況によっては、ご相談をお受けできないことがあります。

予約は、Tel 33-4482にお電話ください。

※相談は、1人30分となります。

## 《お問合せ先》

八代市市民活動政策課

電話:0965-33-4482

## 健康福祉対策部 報告資料

※前回会議から更新した内容に網掛け

## (1) 被災者への給付

<p>①災害見舞金の支給</p>	<p>住家に一定以上の被害を受けた世帯に、見舞金を支給</p> <p><b>【対象者と支給額】</b></p> <table border="1" data-bbox="502 454 1321 698"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯</td> <td>100,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・り災証明書の発送時に、対象となる世帯に順次、申請書を送付 8/27(水)から発送開始 9/10(水)現在 564 世帯に発送 146 件申請</p>	対象者	支給額	住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯	30,000 円	住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯	100,000 円
対象者	支給額						
住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯	30,000 円						
住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯	100,000 円						
<p>②災害弔慰金の支給</p>	<p>災害により死亡された遺族に対し、弔慰金を支給</p> <p><b>【対象者と支給額】</b></p> <table border="1" data-bbox="497 965 1316 1193"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合</td> <td>500 万円</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>250 万円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	支給額	死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合	500 万円	その他の場合	250 万円
対象者	支給額						
死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の生計を維持していた場合	500 万円						
その他の場合	250 万円						
<p>③被災者生活再建支援金の支給</p>	<p>災害により、居住する住宅が生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援するため支給</p> <p>・9/10(水) 県より被災者生活再建支援法の適用の通知あり ・9/11(木)から、申請受付開始 ・本市で受付・確認後、(公財)都道府県センター(被災者生活再建支援法人)へ送付、センターにおいて審査後、支給</p> <p><b>【対象世帯】</b></p> <p>① 住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯) ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯、敷地被害解体世帯) ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯) ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)</p>						

	【支給額】				
	区分	基礎支援金	加算支援金	合計	
① 全壊 ② 解体 ③ 長期避難		100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
			補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
④ 大規模半壊		50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
			補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
			賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
⑤ 中規模半壊		—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)
			補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)
			賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)

※単数世帯の場合は( )の金額、複数世帯の3/4の支給。

④災害援護  
資金の貸付

震災で、負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方に対し、生活再建のため、災害援護資金の貸付を受けられる制度  
※準備中

(2) 被災者への入浴支援

⑤千丁健康温泉センターの無料開放	<p>【対象】・千丁コミセン避難所の避難者(無料利用証を配付) ・被災により自宅での入浴が困難な方</p> <p>【無料利用証発行状況】(8/14(木)16:00 から発行開始) 156世帯 309人(9/10(水)現在)</p> <p>【無料入浴利用状況】(8/13(水)~9/10(水)、25日間) 延べ 2048人(1日平均 90人)</p>
⑥西松江城老人憩いの家の無料開放	<p>【対象】・代陽コミセン避難所の避難者を対象(無料利用証を配付)</p> <p>【無料入浴利用状況】(8/13(水)~9/10(水)、21日間) 延べ 25人(実人数 4人)</p>
⑦被災者のための入浴支援	<p>・協力いただける入浴施設、公衆浴場において入浴が無料</p> <p>【対象】・避難所等に避難している方 ・被災により自宅での入浴が困難な方</p> <p>【実施施設(協力施設)】 14施設</p> <p>・利用時に利用施設受付にて申込し、「無料入浴証明書」を発行</p> <p>・8/25(月)から実施(3施設は8/26(火)から)</p> <p>【市所管3施設の利用状況】(9/10(水)現在)</p> <p>・ばんぺいゆ 延べ102人、クレオン 確認中、せせらぎ(9/1~10 温泉施設休業)</p>

(3) 避難者・要配慮者への健康支援

⑧避難所への避難者の健康状態等の確認	健康推進課の保健師の巡回により、避難者の健康状態等を確認し、健康相談やアドバイスを実施(避難所を定期訪問)必要に応じて医療・介護等につなげる
⑨妊産婦、乳児の家庭の状況確認	出産前の妊婦及び出産後1カ月程度までの産婦・乳児のいる家庭に対し、電話にて状況を確認。支援が必要な妊産婦や乳児については、訪問等で対応
⑩高齢者の状況確認	各地域包括支援センターにより、独居高齢者に対し安否等の状況を確認。支援が必要な方へは訪問等により対応

(4) 在宅の被災者の状況把握

⑪在宅の被災者の状況把握	<p>地域の被災状況を確認し、保健師等の訪問等により健康状態等を確認する。支援が必要な家庭については、支援を継続、必要に応じて関係部署が連携し、医療・福祉・介護等につなげる。</p> <p>【活動状況】 (9/10(水)現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/24(日)から開始</li> <li>・9/3(水)～9(火) 関係部署の職員、県・他自治体からの保健師等の派遣協力により、重点的に健康調査(訪問)を実施</li> <li>・り災証明書の申請で床上浸水以上の被害世帯やその周辺地域の世帯を訪問 (主に千丁・松高・八代・鏡・八千把・太田郷・代陽・郡築・龍峯・金剛・高田・麦島校区)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="568 1252 1366 1451"> <thead> <tr> <th></th> <th>訪問件数</th> <th>面談件数</th> <th>要支援者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/24～9/2</td> <td>529件</td> <td>281件</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>9/3～9/9</td> <td>1,345件</td> <td>641件</td> <td>27人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,874件</td> <td>922件</td> <td>35人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・支援が必要な世帯については、支援を継続。必要な支援に応じて関係部署等が連携し、医療・福祉・介護・住宅支援等につなげている。</p>		訪問件数	面談件数	要支援者	8/24～9/2	529件	281件	8人	9/3～9/9	1,345件	641件	27人	計	1,874件	922件	35人
	訪問件数	面談件数	要支援者														
8/24～9/2	529件	281件	8人														
9/3～9/9	1,345件	641件	27人														
計	1,874件	922件	35人														

(5) 要配慮者等への支援

⑫宿泊施設の提供	<p>・避難所や在宅での生活に支障があり、配慮が必要とされる方を対象に、旅館・ホテルを避難所として活用</p> <p>【協力施設】 9 施設</p> <p>【利用状況】 8/28(木)開始 (9/10(水)現在)</p> <p>ホテル避難者 10 世帯 12 名 (ホテルウイング)</p> <p>・避難所避難者 代陽コミセン → ホテル避難 3 世帯 3 名 千丁コミセン → 希望なし</p> <p>・在宅の被災者 7 世帯 9 名</p>
----------	--

(6) 税金・保険料等の減免措置

⑬国民健康保険税の減免	<p>被害を受け、下記に該当される国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税を減免</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>損害の程度</th> <th>半壊</th> <th>中規模半壊</th> <th>大規模半壊</th> <th>全壊</th> </tr> <tr> <th>減免の割合</th> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> </table> <p>・9/19(金)から申請受付</p>	損害の程度	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部							
損害の程度	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊														
減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部														
⑭後期高齢者医療保険料の減免	<p>被害を受け、下記に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年(12 か月)分の後期高齢者医療保険料を減免</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2">前年中の 総所得金額</th> <th colspan="2">被害区分・損害の程度</th> </tr> <tr> <th>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水(準半壊を含む)・半焼</th> <th>全壊(流出を含む)・全焼</th> </tr> <tr> <td></td> <td>10分の3以上 10分の5未満</td> <td>10分の5以上</td> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え 750万円以下</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え 1,000万円以下</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </table> <p>・9/19(金)から申請受付</p>	前年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度		大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水(準半壊を含む)・半焼	全壊(流出を含む)・全焼		10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1	全部	500万円を超え 750万円以下	4分の1	2分の1	750万円を超え 1,000万円以下	8分の1	4分の1
前年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度																	
	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水(準半壊を含む)・半焼	全壊(流出を含む)・全焼																
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																
500万円以下	2分の1	全部																
500万円を超え 750万円以下	4分の1	2分の1																
750万円を超え 1,000万円以下	8分の1	4分の1																

<p>⑮介護保険料の減免</p>	<p>被害を受け、下記に該当される介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料を減免</p> <table border="1" data-bbox="528 235 1380 376"> <tr> <td>損害の程度</td> <td>半壊</td> <td>中規模半壊</td> <td>大規模半壊</td> <td>全壊</td> </tr> <tr> <td>減免の割合</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> </table> <p>・9/19(木)から申請受付</p>	損害の程度	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部	
損害の程度	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊								
減免の割合	2分の1	2分の1	2分の1	全部								
<p>⑯介護保険サービス利用料の減免</p>	<p>被害を受け、下記に該当される介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料を減免</p> <table border="1" data-bbox="528 640 1380 875"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前年中の 合計所得金額</th> <th colspan="2">軽減又は免除の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊、中規模半壊、 大規模半壊</th> <th>全壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120万円未満</td> <td>100分の97</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>120万円以上</td> <td>100分の95</td> <td>100分の97</td> </tr> </tbody> </table> <p>・9/19(金)から申請受付</p>	前年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合		半壊、中規模半壊、 大規模半壊	全壊	120万円未満	100分の97	100分の100	120万円以上	100分の95	100分の97
前年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合											
	半壊、中規模半壊、 大規模半壊	全壊										
120万円未満	100分の97	100分の100										
120万円以上	100分の95	100分の97										
<p>⑰国民年金保険料の免除</p>	<p>住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料を免除</p>											

(7) 義援金の受入れ

<p>⑱義援金の受入れ</p>	<p>・8/20(水)から受付開始 振込・郵送・窓口にて受付          ・受入状況 (9/10(水)現在)          法人・団体13、個人26 計 39件 11,290,958円</p>
-----------------	---

(8) 施設等の実施状況

<p>⑲保育所等の再開情報</p>	<p>・千丁みどり保育園 8/19(火)から一部再開中          ・千丁子育て支援センター(千丁みどり保育園内)          宮地さくら保育園で9/22(月)より再開</p>
-------------------	--

(9) 災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)

⑩災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"><li>・センター設置場所(活動拠点):鏡支所の東側駐車場</li><li>・8/14(木)から、ボランティアを必要とする方の受付、ボランティア募集を開始</li><li>・8/20(水)から、ボランティア活動開始</li></ul> <p>【受付状況】 9/10日(水)現在)</p> <table border="1" data-bbox="603 450 1310 501"><tr><td>ボランティアニーズ(利用希望)</td><td>236 件</td></tr></table> <p>【活動状況】 (8/20(水)~9/10(水)、活動日数 19 日間)</p> <table border="1" data-bbox="603 573 1235 768"><tr><td>ボランティア活動参加 (団体人数も含む)</td><td>延べ 1,531 人</td></tr><tr><td>ボランティア団体参加</td><td>延べ 94 団体</td></tr><tr><td>支援完了件数</td><td>141 件</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害ボランティアセンターでボランティア活動された方へ温泉施設を無料開放 千丁健康温泉センター、東陽交流センターせせらぎ</li></ul>	ボランティアニーズ(利用希望)	236 件	ボランティア活動参加 (団体人数も含む)	延べ 1,531 人	ボランティア団体参加	延べ 94 団体	支援完了件数	141 件
ボランティアニーズ(利用希望)	236 件								
ボランティア活動参加 (団体人数も含む)	延べ 1,531 人								
ボランティア団体参加	延べ 94 団体								
支援完了件数	141 件								

# 農林水産対策部 第 15 回 災害対策本部会議資料

令和7年9月11日(木)

## ◆ 応急食料の配布表

〈令和 7 年 8 月分〉

(単位：食)

期日	代陽コミセン			千丁コミセン			ホテル ウイング インターナショナル			計		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
8 月 合計 (R7.8.14~8.31)	127	160	208	578	616	625	3	3	3	708	779	836
	495			1,819			9			2,323		

〈令和 7 年 9 月分〉

(単位：食)

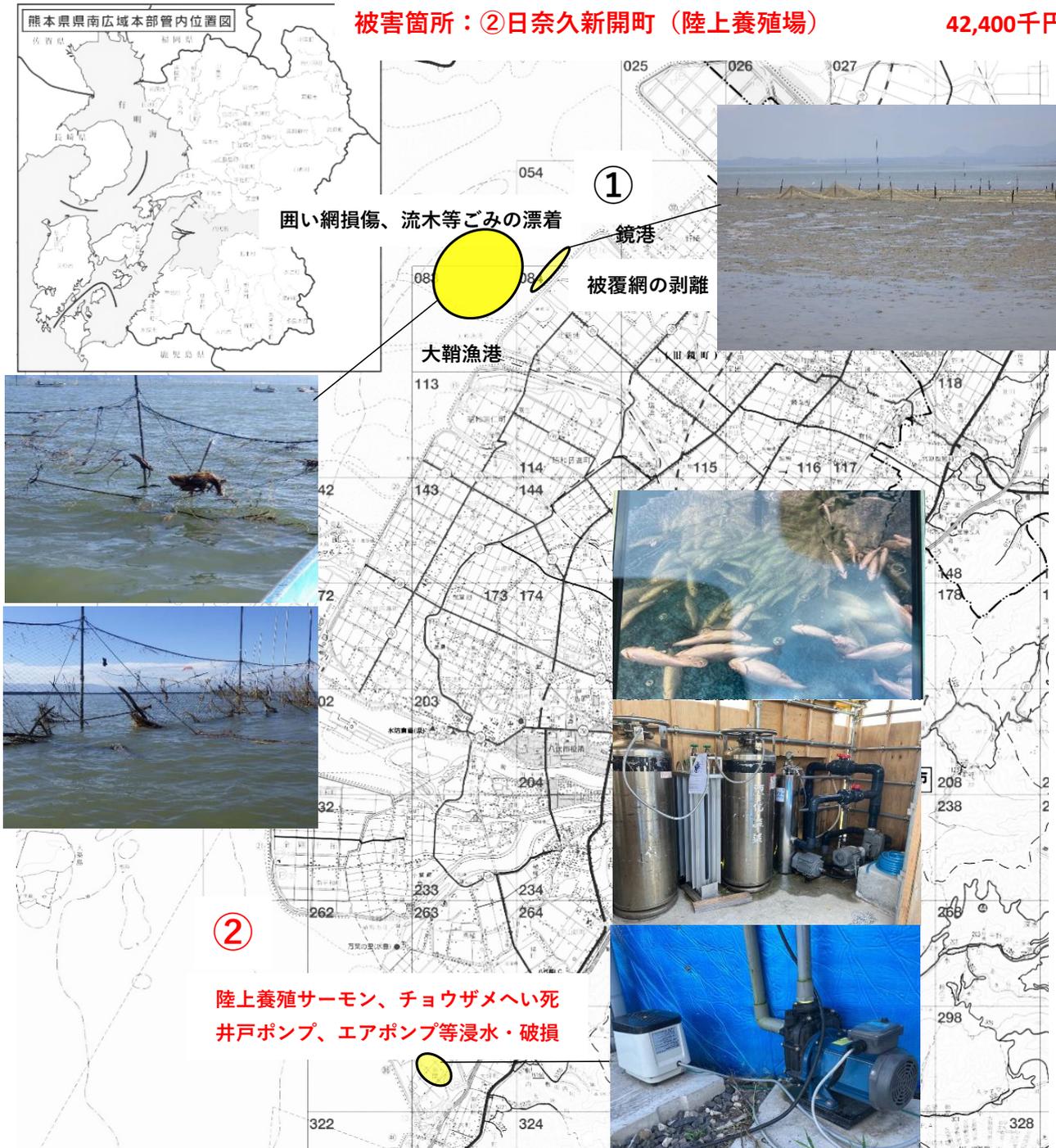
期日	代陽コミセン			千丁コミセン			ホテル ウイング インターナショナル			計		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
9月1日(月)	6	7	11	32	32	32	1	1	2	39	40	45
9月2日(火)	6	5	9	32	32	32	1	3	4	39	40	45
9月3日(水)	4	5	9	32	32	32	3	3	5	39	40	46
9月4日(木)	4	5	9	32	32	32	3	3	5	39	40	46
9月5日(金)	3	3	5	32	30	32	6	6	8	41	39	45
9月6日(土)	5	5	5	34	34	34	6	6	8	45	45	47
9月7日(日)	5	5	5	34	34	34	6	6	8	45	45	47
9月8日(月)	3	3	5	34	32	34	3	3	8	40	38	47
9月9日(火)	3	3	5	32	30	32	3	3	8	38	36	45
9月10日(水)	3	3	5	30	30	0	3	3	8	36	36	13
9月11日(木)	3	3	5	26	26	26	4	3	10	33	32	41

# 八代市 農林水産部 水産林務課 (水産業の被害)

令和7年9月8日(月)現在

被害箇所：①鏡町北新地地先(鏡町漁協アサリ漁場) 1,100千円

被害箇所：②日奈久新開町(陸上養殖場) 42,400千円



被害金額：43,500千円

令和7年8月11日（～13日）の大雨による被害

(農業用施設災害)

9/11現在

区分	本庁		坂本		千丁支所		鏡支所		東陽支所		泉支所		合計	
	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)	件数	被害額 (千円)
農道	41	183,000	3	3,000	-	0	-	0	31	33,000	4	21,000	79	240,000
用水路	31	60,000	-	0	-	0	-	0	5	68,000	-	0	36	128,000
排水路	38	164,000	-	0	-	0	6	8,000	4	8,000	-	0	48	180,000
頭首工	0	0	-	0	-	0	-	0	2	200,000	-	0	2	200,000
農地	38	165,000	-	0	-	0	1	10,000	25	116,000	21	161,000	85	452,000
合計	148	572,000	3	3,000	-	0	7	18,000	67	425,000	25	182,000	250	1,200,000

令和7年8月11日（～13日）の大雨による被害

（農業用施設災害）

番号	箇所名	所管	施設名	種類	箇所数	延長等	被災額 (千円)	被災状況	備考
1	鏡町下村	鏡支所	鯨鯨川排水路	排水路	1	20	3,000	Con矢板の転倒	
2	中北町	本庁	中北町排水路	排水路	1	50	20,000	側壁の転倒	
3	敷川内町	本庁	敷川内町排水路	排水路	5	45	15,000	土砂流入による 水路の閉塞	
4	岡町小路	本庁	岡町小路排水路	排水路	1	30	15,000	水路の法面崩壊 張ブロック崩壊	
5	泉町下岳	泉支所	下岳農免道路	農道	3		20,000	土砂流出 及び路肩崩壊	
6	東片町	本庁	麓川排水路	排水路	11	250	30,000	土砂流入による 水路の閉塞	
	東片町	本庁	不知火幹線水路	用水路	6	140	30,000	土砂流入による 水路の閉塞	
7	坂本町今泉	坂本支所	農道今泉1. 2号線	農道	2		2,000	土砂流出 及び路肩崩壊	
8	妙見町	本庁	妙見町地内里道	里道	1	40	20,000	里道崩壊 積ブロック崩壊	
9	岡町中	本庁	岡町中排水路	排水路	11		40,000	土砂流入による 水路の閉塞	
10	岡町中	本庁	岡町中 堰	排水路	5		30,000	土砂流入による堆積	
11	岡町中	本庁	岡町中農地	農地	8	200	35,000	畦畔倒壊 2 か所 土砂流入 3 か所	
12	興善寺町	本庁	興善寺町農地	農地	12		65,000	宅地擁壁の倒壊 1 か所 農地への土砂流入13か所	
13	川田町東	本庁	川田町東農地	農地	2		10,000	土砂流入 2 か所	
14	東陽町北	東陽支所	農道日当1.2.3号線	農道	10	225	11,000	法面及び路肩崩壊	
15	東陽町小浦	東陽支所	農道具ノ原線	農道	1	30	1,000	法面及び路肩崩壊	
16	東陽町小浦	東陽支所	農道湯之谷線	農道	1	50	1,000	法面及び路肩崩壊	
17	東町年ノ神	本庁	東町年神排水路	排水路	1	4	1,000	土砂流入による 水路の閉塞	
18	東町年神	本庁	東町年神地内道路	里道	15	150	50,000	法面崩壊、土砂流入	
19	敷川内町	本庁	日奈久幹線水路 及び準幹線水路	用水路	5	239	20,000	土砂流入による 水路の閉塞	
20	島田町	本庁		排水路	1	6	10,000	コルゲート管破損 部分通行止め中	
21	坂本町西部	坂本支所	農道谷向線	農道	1	18	1,000	土砂流入・路面洗堀	
22	東陽町	東陽支所	農道(陰平線)	農道	2	10	2,000	路肩崩壊	
23	東陽町	東陽支所	農道(立花 2 号線)	農道	1	30	1,000	法面崩落	
24	東陽町	東陽支所	農道(箱石線)	農道	1		1,000	法面崩落・路肩崩壊	
25	東陽町	東陽支所	農地(田野々)	農地	1	15	5,000	土砂流入	
		東陽支所	農地(田野々)	農地	1	1.5	5,000	農作業道路面洗堀	

## 令和7年8月11日（～13日）の大雨による被害

（農業用施設災害）

番号	箇所名	所管	施設名	種類	箇所数	延長等	被災額 (千円)	被災状況	備考
26	東陽町	東陽支所	星原用水路	用水路	1	50	25,000	道路崩壊による水路崩壊	
27	東陽町	東陽支所	農道(馬見越線)	農道	2	15	2,000	路面洗堀・路肩崩壊	
28	東陽町	東陽支所	農道(中ノ瀬線)	農道	1	1000	2,000	路面洗堀・側溝閉塞	
29	東陽町	東陽支所	農道(崩線)	農道	2		2,000	法面崩落・土砂流入・倒木	
30	東陽町	東陽支所	農地(坂志谷)	農地	1	1000	5,000	土石流入	
31	東陽町	東陽支所	赤山農業排水路	排水路	1		5,000	水路閉塞	
		東陽支所	赤山農業排水路	農地	1	2000	1,000	土砂流入	
32	奈良木町	本庁	パイロット道路	農道	5	15	11,000	法面崩壊	
33	平山新町	本庁	パイロット道路	農道	10	105	50,000	路肩崩壊、崩土、路面洗堀	
34	東町朴ノ木	本庁	東町地内道路	里道	5		2,000	路肩崩壊、崩土、路面洗堀	
35	東町	本庁	農地	農地	5		20,000	土砂流入	
36	奈良木町	本庁	奈良木町排水路	排水路	2	120	3,000	排水路閉塞	
37	鏡町中島	鏡支所	農地	農地	1	2500	10,000	土砂流入	
	鏡町中島	鏡支所	排水路	排水路	1		1,000	土砂流入	
38	東陽町	東陽支所	西原(田)	農地	1	10	5,000	土砂流入	
39	東陽町	東陽支所	赤山(畑)	農地	1		5,000	遊休農地	
40	鏡町鏡村	鏡支所	排水路	排水路	1		1,000	土砂流入	
41	鏡町津口	鏡支所	排水路	排水路	2		2,000	土砂流入	
42	鏡町下村	鏡支所	排水路	排水路	1	25	1,000	土砂流入	
43	古麓町	本庁	地内道路	農道	1	60	1,000	土砂流入	
44	興善寺町	本庁	里道	里道	2	10	30,000	里道崩壊	
45	東陽町五反田	東陽支所	農地	農地	1	1.5	20,000	土砂流入	
46	東陽町差野	東陽支所	西原五反田水路	用水路	1	3000	40,000	土砂流入、水路破損	
47	東陽町黒淵	東陽支所	堰	頭首工	1	5	100,000	堤体破損	
48	東陽町新開	東陽支所	堰	頭首工	1	15	100,000	堤体破損	
49	泉町下岳	泉支所	農地	農地	13		65,000	土砂流入	
50	岡町谷川	本庁	農地	農地	5		20,000	土砂流入2か所	

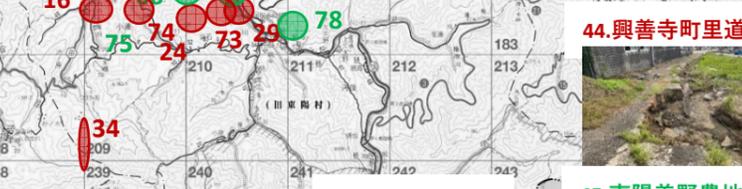
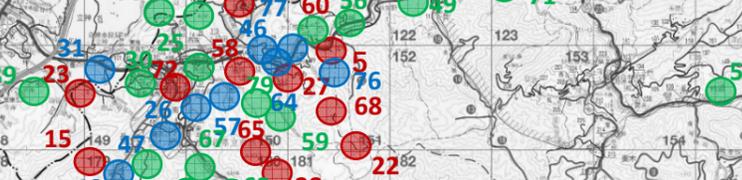
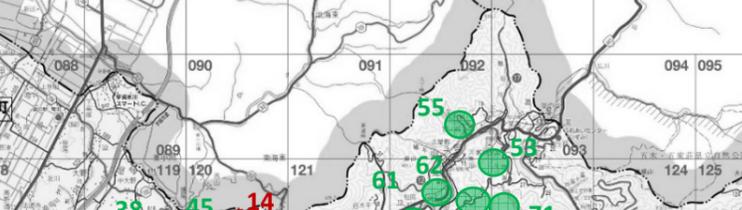
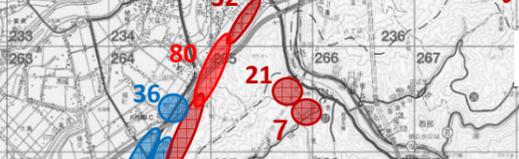
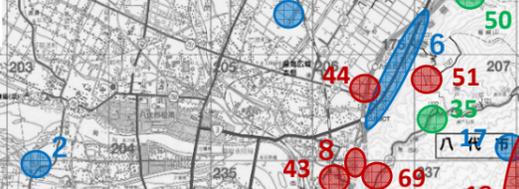
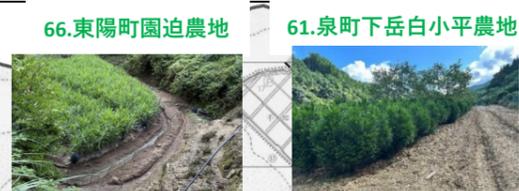
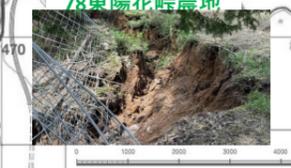
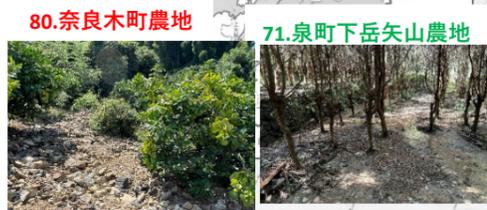
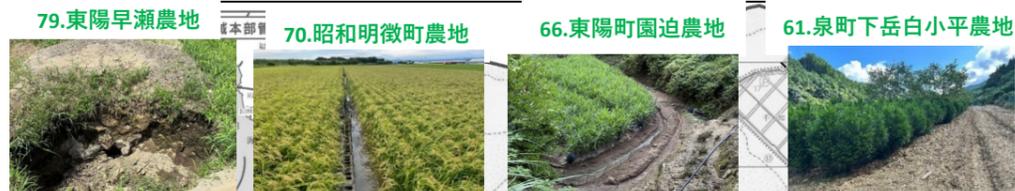
## 令和7年8月11日（～13日）の大雨による被害

## （農業用施設災害）

番号	箇所名	所管	施設名	種類	箇所数	延長等	被災額 (千円)	被災状況	備考
51	川田町西	本庁	地内道路	地内道路	1		18,000	土砂流入	
52	北部土地改良区 管内	本庁	補水ポンプ	用水路	20		10,000	ポンプ故障	
53	泉町下岳尾園	泉支所	農地	農地	1	360	20,000	法面崩壊	
54	泉町柿迫糸原	泉支所	農地	農地	1	1225	30,000	土砂流入	
55	泉町土生	泉支所	農地	農地	2		10,000	法面崩壊、土砂流入	
56	東陽町	東陽支所	大木迫農地	農地	1	12	5,000	排水路一部崩壊	
	東陽町	東陽支所	大木迫用悪水路	排水路	1	100	1,000	土砂流入	
57	東陽町	東陽支所	堤迫排水路	排水路	1	150	1,000	土砂流入、排水樹破損	
	東陽町	東陽支所	農道堤迫線	農道	1	2	1,000	路肩崩壊	
58	東陽町	東陽支所	立花2号線	農道	1	2	1,000	法面崩落	
59	東陽町	東陽支所	馬見越農地	農地	1	50	5,000	農地崩落	
60	泉町下岳	泉支所	農道柿小原線	農道	1		1,000	法面崩壊、土砂流入	
61	泉町下岳白小平	泉支所	農地	農地	2		11,000	土砂流入2か所 石積崩壊1か所	
62	泉町下岳古屋敷	泉支所	農地	農地	1		20,000	土砂流入	
63	東陽町館原	東陽支所	農地	農地	1		1,000	土砂流入	
64	東陽町	東陽支所	森下水路	用水路	2	50	2,000	土砂流入1か所 樋門破損1か所	
65	東陽町	東陽支所	農道湯之谷線支線	農道	1	2	1,000	法面崩壊1か所	
66	東陽町	東陽支所	園迫農地	農地	6		30,000	土砂流入1か所 農地一部崩落1か所	
67	東陽町	東陽支所	田ノ迫農地	農地	4		20,000	土砂流入2か所 農地一部崩落2か所	
68	東陽町	東陽支所	高越農作業道	農道	1	5	1,000	路肩崩壊1か所	
69	上片町	本庁	地内道路	地内道路	1		1,000	土砂流入	
70	昭和明徴町	本庁	農地	農地	1		5,000	畦畔倒壊	
71	泉町下岳矢山	泉支所	農地	農地	1		5,000	土砂流入	
72	東陽町	東陽支所	城山農道	農道	2	6	2,000	路肩崩落、洗掘	
73	東陽町	東陽支所	農作業道宇土線	農道	2	300	2,000	土砂流入、路肩崩壊	
74	東陽町	東陽支所	農作業道椎の尾線	農道	2	20	2,000	法面崩壊、法面崩落	
75	東陽町	東陽支所	梅の木農地	農地	3	8	3,000	農地一部崩落、土砂流入2か所	



八代市 農林水産部 農地整備課 被害報告



凡例

農地	緑色
農道	茶色
用排水路	青色
新規	赤色

位置・写真は後日

地図データ：国土院(地形) R25/6/27 本誌編集時点の状況は、国土院の公開データを基に作成されています。

経済文化交流対策部(第15報)

1. ふるさと納税の災害支援状況 (9/10(水)16:30 現在)

(1) 令和7年8月大雨災害支援

9/3 79,637,764 円(5,444 件) ⇒ 9/10 147,239,264(10,242 件)

※先週から 67,601,500 円(4,798 件)の増加

(2) イグサ農家支援クラウドファンディング

9/3 649,000 円(38 件) ⇒ 9/10 10,233,000 円(659件)

※先週から 9,584,000 円(621件)の増加

① ふるさとチョイス(8/29~11/26) 1,434,000 円(98件)

② ふるなび(9/3~1/31) 8,799,000(561 件)

③ さとふる(現在、調整中)

## 建設部所管 被害状況

区分	9/4現在（前回報告）		9/11現在	
	件数	被害額（千円）	件数	被害額（千円）
河川	74	160,100	74	160,100
道路	312	835,300	312	835,300
下水道・集落排水	14	50,400	13	57,400
都市下水路	24	58,150	24	58,150
公園等	44	167,770	48	242,770
宅地内堆積土砂	6	388,100	6	388,100
公営住宅	29		29	
計	503	1,659,820	506	1,741,820
通行止め	35		19	

### 建設部所管の被災者支援に関する支援制度

#### 【公共料金の減免措置】

○下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免

全て減免（床上浸水）：370世帯

基本使用料以外減免（床下浸水）：34世帯

○下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予

#### 【住まいの確保】

○賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

県への申請件数：8件

○住宅の応急修理

相談件数：171件 申請件数：20件

○浸水住宅修理等に係る相談窓口

龍峯コミセン：3名（9/10から開始） 毎週水曜日

千丁コミセン：0名（明日から開始） 毎週金曜日

## 建設部 被害報告内訳(河川)【土木課・建設政策課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
1	土木課	本庁	河川	蔵屋敷谷川	土砂堆積	800	0	800		
2	土木課	本庁	河川	迫谷川第二	土砂堆積	11,500	10,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
3	土木課	本庁	河川	岡谷川	土砂堆積	9,000	7,500	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
4	土木課	本庁	河川	大谷川	土砂堆積	8,200	6,700	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
5	土木課	本庁	河川	権現川	土砂堆積	6,200	4,700	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
6	土木課	本庁	河川	壺焼谷川第一	土砂堆積	11,500	10,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
7	土木課	本庁	河川	茶碗焼川	土砂堆積	5,500	4,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
8	土木課	本庁	河川	関の谷川第四	土砂堆積	500	0	500		
9	土木課	本庁	河川	岡谷川第三	土砂堆積	6,000	4,500	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
10	土木課	本庁	河川	関の谷川第二	土砂堆積	2,600	1,100	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
11	土木課	本庁	河川	馬場ノ谷川	土砂堆積	2,300	800	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
12	土木課	本庁	河川	稲荷ノ谷川	土砂堆積	3,000	1,500	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
13	土木課	本庁	河川	関の谷川第三	土砂堆積	600	0	600		
14	土木課	本庁	河川	敷川内川	土砂堆積	3,500	2,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
15	土木課	本庁	河川	殿谷川	土砂堆積	6,500	5,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
16	土木課	本庁	河川	岡谷川第二	土砂堆積	400	0	400		
17	土木課	本庁	河川	一つ谷川	土砂堆積	3,000	1,500	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
18	土木課	本庁	河川	阿部谷川	土砂堆積	11,500	10,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
19	土木課	本庁	河川	壺焼谷川第五	土砂堆積	1,500	0	1,500		
20	土木課	本庁	河川	山下川	土砂堆積	2,000	0	2,000		
21	土木課	本庁	河川	田ノ川内川	土砂堆積	1,000	0	1,000		
22	土木課	本庁	河川	馬越川第三	土砂堆積	1,000	0	1,000		
23	土木課	本庁	河川	内野川	護岸崩壊	500	0	500		
24	土木課	本庁	河川	湯川内川	護岸崩壊	500	0	500		
25	土木課	本庁	河川	越猪川	護岸崩壊	500	0	500		
26	土木課	本庁	河川	大坪川	護岸崩壊	800	0	800		
27	土木課	本庁	河川	茶碗焼川-2	土砂堆積	1,000	0	1,000		
28	土木課	本庁	河川	みせんじょ川	土砂堆積	1,500	0	1,500	緊急施工伺	
29	土木課	本庁	河川	猫谷川第三	土砂堆積	3,000	0	3,000	緊急施工伺	
30	土木課	本庁	河川	坂谷川	土砂堆積	4,500	3,000	1,500	査定対応、うち委託料1,500千円	
31	土木課	本庁	河川	坂谷川第二	土砂堆積	3,000	0	3,000		
32	土木課	本庁	河川	坂谷川	護岸崩壊	8,000	0	8,000	査定対応、うち委託料8,000千円	
33	土木課	本庁	河川	坂谷川	護岸崩壊	500	0	500		
34	土木課	本庁	河川	岡谷川第三	護岸崩壊	500	0	500		
35	土木課	本庁	河川	敷川内川第二	土砂堆積	500	0	500		
36	土木課	本庁	河川	関の谷川第二	土砂堆積	3,000	0	3,000	査定対応、うち委託料3,000千円	
37	土木課	本庁	河川	岡谷川第三(その2)	土砂堆積	5,000	5,000	0	査定対応	
38	土木課	本庁	河川	稲荷ノ谷川(その2)	土砂堆積	5,000	5,000	0	査定対応	
<b>本庁 管内内訳</b>						<b>38箇所</b>	<b>135,900</b>	<b>82,300</b>	<b>53,600</b>	
1	産業建設課	坂本	河川	袈裟堂川	L=8.0m H=4.0m	2,000	2,000		査定対応予定 委託費2,000千円(工事費は別途計上)	通行可
2	産業建設課	坂本	河川	今泉川	流木撤去N=4.0本	600		600		通行可
3	産業建設課	坂本	河川	山口川	河床洗堀 L=5.2m H=3.5m	600		600		通行可
4	産業建設課	坂本	水路	西部地区横石地内水路	堆積土砂 L=10.0m W=0.5m	600		600		通行可
5	建設政策課	坂本	水路	西部地区横石地内水路	堆積流木 L=30.0m W=1.0m	600		600		通行可
6	建設政策課	坂本	河川	袈裟堂川	河床洗堀 L=10.0m H=1.5mm	600		600		通行可
<b>坂本 管内内訳</b>						<b>6箇所</b>	<b>5,000</b>	<b>2,000</b>	<b>3,000</b>	

### 建設部 被害報告内訳(河川)【土木課・建設政策課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
1	産業建設課	千丁	河川							
2	産業建設課	千丁	河川							
3	産業建設課	千丁	河川							
<b>千丁 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1	産業建設課	鏡	河川							
2	産業建設課	鏡	河川							
3	産業建設課	鏡	河川							
<b>鏡 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1	産業建設課	東陽	河川	黒淵谷川①	護岸崩壊	600	0	600		
2	産業建設課	東陽	河川	黒淵谷川②	暗渠閉塞	600	0	600		
3	産業建設課	東陽	河川	野田川	護岸崩壊	600	0	600		
4	産業建設課	東陽	河川	西原川	護岸崩壊	600	0	600		
5	産業建設課	東陽	河川	青見川①	土砂堆積	600	0	600		
6	産業建設課	東陽	河川	田野々川①	護岸崩壊	600	0	600		
7	産業建設課	東陽	河川	田野々川②	護岸崩壊	600	0	600		
8	産業建設課	東陽	河川	田野々川③	護岸崩壊	600	0	600		
9	産業建設課	東陽	河川	箱石川①	護岸崩壊	600	0	600		
10	産業建設課	東陽	河川	仁田尾川	護岸崩壊	600	0	600		
11	産業建設課	東陽	河川	新開川	土砂堆積	600	0	600		
12	産業建設課	東陽	河川	青見川②	土砂堆積	600	0	600		
13	産業建設課	東陽	河川	東迫川①	土砂堆積	600	0	600		
14	産業建設課	東陽	河川	中ノ瀬川	護岸崩壊	600	0	600		
15	産業建設課	東陽	河川	白谷川	護岸崩壊	600	0	600		
16	産業建設課	東陽	河川	小浦川4①	護岸崩壊	1,000	0	1,000	直高1m未満小堤	
17	産業建設課	東陽	河川	小浦川4②	護岸崩壊	2,000	0	2,000	直高1m未満小堤	
18	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川①	護岸崩壊	600	0	600		
19	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川②	護岸崩壊	500	0	500		
20	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川③	護岸崩壊	600	0	600		
21	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川④	護岸崩壊	600	0	600		
22	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川⑤	護岸崩壊	400	0	400		
23	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川⑥	護岸崩壊	600	0	600		
24	産業建設課	東陽	河川	砥下谷川⑦	護岸崩壊	600	0	600		
25	産業建設課	東陽	河川	五反田川	護岸崩壊	600	0	600		
26	産業建設課	東陽	河川	谷川	流木堆積	300	0	300		
27	産業建設課	東陽	河川	東迫川②	土砂堆積	600	0	600		
28	産業建設課	東陽	河川	箱石川②	護岸崩壊	600	0	600		
<b>東陽 管内内訳</b>						<b>28箇所</b>	<b>18,000</b>	<b>0</b>	<b>18,000</b>	
1	産業建設課	泉	河川	沢無田川	護岸崩壊 L=50m	600		600		
2	産業建設課	泉	河川	中尾谷川	土砂閉塞 N:1箇所	600		600		
<b>泉 管内内訳</b>						<b>2箇所</b>	<b>1,200</b>	<b>0</b>	<b>1,200</b>	
<b>河川施設 計</b>						<b>74箇所</b>	<b>160,100</b>	<b>84,300</b>	<b>75,800</b>	

## 被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
1	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=175m	600	0	600		通行可
2	土木課	本庁	道路	川田町西地内道路	土砂堆積 L=110m 暗渠閉塞 L=130m	10,000	0	10,000		通行可
3	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線 川田町東地内道路	土砂堆積 L=80m 側溝土砂堆積 L=120m	2,000	0	2,000		通行可
4	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=150m	1,000	0	1,000		通行可
5	土木課	本庁	道路	岡町谷川興善寺線	土砂堆積 L=200m	5,000	5,000	0	査定対応	通行可
6	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
7	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	5,000	0	5,000		通行可
8	土木課	本庁	道路	敷川内町3号線	土砂堆積 L=110m	5,000	0	5,000		通行可
9	土木課	本庁	道路	興善寺町2号線	土砂堆積 L=330m	20,000	20,000	0	査定対応	通行可
10	土木課	本庁	道路	岡町谷川4号線	土砂堆積 L=300m	5,000	0	5,000		通行可
11	土木課	本庁	道路	岡町中7号線	土砂堆積 L=200m	15,000	15,000	0	査定対応	通行可
12	土木課	本庁	道路	川田町東3号線	土砂堆積 L=200m	5,000	0	5,000		通行可
13	土木課	本庁	道路	岡町谷川1号線外2路線	土砂堆積 L=410m	30,000	30,000	0	査定対応	通行可
14	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=70m	300	0	300		通行可
15	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	路肩崩壊 L=5m	500	0	500		通行可
16	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=20m 側溝土砂堆積 L=70m	2,000	0	2,000		通行可
17	土木課	本庁	道路	岡町中地内道路	路面災 L=45m	3,000	0	3,000		通行可
18	土木課	本庁	道路	岡町小路4号線	防護柵倒壊 L=65m 土砂撤去 N=1箇所 流木撤去 N=1箇所	5,000	0	5,000		通行可
19	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	側溝土砂堆積 L=90m	1,000	0	1,000		通行可
20	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	法面崩壊 L=8m、H=10m	1,000	0	1,000		通行止
21	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=40m	600	0	600		通行可
22	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
23	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	暗渠閉塞 L=35m 側溝土砂堆積 L=35m	1,000	0	1,000		通行可
24	土木課	本庁	道路	興善寺町7号線	土砂堆積 L=40m 側溝土砂堆積 L=40m	1,000	0	1,000		通行可
25	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=100m 側溝清掃 L=200m	3,000	0	3,000		通行可
26	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	法面崩壊 L=不明、H=不明	3,000	0	3,000		通行止
27	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	側溝土砂堆積 L=80m	400	0	400		通行可
28	土木課	本庁	道路	川田町東地内道路	土砂堆積 L=80m 側溝土砂堆積 L=40m 暗渠閉塞N=1箇所	900	0	900		通行可
29	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=150m	600	0	600		通行可
30	土木課	本庁	道路	東片町興善寺町線	土砂堆積 L=140m	1,000	0	1,000		通行可
31	土木課	本庁	道路	日奈久下西町地内道路	側溝土砂堆積 L=10m	200	0	200		通行可
32	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	土砂堆積 L=170m	600	0	600		通行可
33	土木課	本庁	道路	奈良木町平山町線	土砂堆積 L=2000m	4,000	0	4,000		通行可
34	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町2号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
35	土木課	本庁	道路	平山新町16号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
36	土木課	本庁	道路	平山新町地内道路	水路土砂堆積 L=50m	600	0	600		通行可
37	土木課	本庁	道路	渡町平山新町線	土砂堆積 L=300m	3,000	0	3,000		通行可
38	土木課	本庁	道路	豊原下町奈良木町3号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
39	土木課	本庁	道路	西宮町宮地町1号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
40	土木課	本庁	道路	宮地町10号線	土砂堆積 L=50m	500	0	500		通行可
41	土木課	本庁	道路	宮地町妙見町1号線	土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000		通行可
42	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	路肩崩壊 L=20m	600	0	600		通行可
43	土木課	本庁	道路	宮地町東片町線	土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000		通行可
44	土木課	本庁	道路	永碓町高島町線	側溝土砂堆積 L=50m	600	0	600		通行可
45	土木課	本庁	道路	十条町地内道路	側溝土砂堆積 L=90m	600	0	600		通行可

## 被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
46	土木課	本庁	道路	新地町永碓町線	側溝土砂堆積 L=60m	400	0	400		通行可
47	土木課	本庁	道路	海士江町井上町線	土砂堆積 L=200m	800	0	800		通行可
48	土木課	本庁	道路	竜西南北20号線	水路土砂堆積 L=50m	300	0	300		通行可
49	土木課	本庁	道路	竹原町1号線	土砂堆積 L=100m	600	0	600		通行可
50	土木課	本庁	道路	大島町1号線	土砂堆積 L=90m 側溝土砂堆積 L=10m	1,000	0	1,000		通行可
51	土木課	本庁	道路	日奈久下西町5号線	側溝土砂堆積 L=200m	1,300	0	1,300		通行可
52	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	土砂堆積 L=25m	600	0	600		通行可
53	土木課	本庁	道路	興善寺町岡町小路線	土砂堆積 L=200m	1,000	0	1,000		通行可
54	土木課	本庁	道路	高小原町古閑浜町線	土砂堆積 L=100m	600	0	600		通行可
55	土木課	本庁	道路	岡町小路3号線	土砂堆積 L=5m	200	0	200		通行可
56	土木課	本庁	道路	妙見町地内道路	路肩崩壊(兼用護岸) L=6m	3,000	0	3,000		通行可
57	土木課	本庁	道路	田中東町9号線外10路線	土砂堆積 L=2000m	600	0	600		通行可
58	土木課	本庁	道路	東町2号線	土砂堆積 L=50m 路面災 L=40m 擁壁崩壊 L=10m	30,000	30,000	0	査定対応	通行止
59	土木課	本庁	道路	宮地東町線	法面崩壊 L=10m	600	0	600		通行可
60	土木課	本庁	道路	東町3号線	法面崩壊 L=30m	600	0	600		通行可
61	土木課	本庁	道路	宮地東町線	路肩崩壊 L=10m H=8m	20,000	0	20,000	査定対応	通行可
62	土木課	本庁	道路	田中北町田中西町線外10路線	土砂堆積 L=2000m	600	0	600		通行可
63	土木課	本庁	道路	東町地内道路	防護柵破損 L=50m	1,000	0	1,000		通行可
64	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町4号線	土砂堆積 L=100m	5,000	0	5,000		通行可
65	土木課	本庁	道路	堆積土等処分業務委託		20,000	0	20,000	8月専決:10,000千円 9月専決:10,000千円	-
66	土木課	本庁	道路	道路測量設計業務委託		40,000	0	40,000	8月専決:10,000千円 9月専決:30,000千円	-
67	土木課	本庁	道路	二見赤松町須田線	擁壁崩壊 L=20m 側溝土砂堆積 L=2500m	10,000	0	10,000		通行可
68	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行可
69	土木課	本庁	道路	岡町谷川2号線	土砂堆積 L=70m	700	0	700		通行可
70	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	路肩崩壊 L=30m	8,000	0	8,000		通行止
71	土木課	本庁	道路	横手新町横手町線	側溝土砂堆積 L=5m	300	0	300		通行可
72	土木課	本庁	道路	古籠町地内道路	土砂堆積 L=145m	400	0	400		通行可
73	土木課	本庁	道路	松崎町横手町線	土砂堆積 L=300m	800	0	800		通行可
74	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=100m	300	0	300		通行可
75	土木課	本庁	道路	興善寺町地内道路	土砂堆積 L=200m	600	0	600		通行可
76	土木課	本庁	道路	岡町谷川岡町小路線	路肩崩壊 L=5m	600	0	600		通行可
77	土木課	本庁	道路	興善寺町4号線	土砂堆積 L=100m	1,000	0	1,000		通行止
78	土木課	本庁	道路	古籠町地内道路	土砂堆積 L=200m	600	0	600		通行可
79	土木課	本庁	道路	二見赤松町須田線	暗渠呑口・吐口閉塞 N=6箇所 路肩崩壊 L=6m	10,000	0	10,000		通行可
80	土木課	本庁	道路	日奈久大坪町3号線	路肩崩壊 L=20m	600	0	600		通行可
81	土木課	本庁	道路	豊原上町奈良木町2号線	側溝土砂堆積 L=120m	1,000	0	1,000		通行可
82	土木課	本庁	道路	宮地東町線	路肩崩壊 L=30m H=8m	50,000	0	50,000	査定対応	通行可
83	土木課	本庁	道路	竜西東西1号線	保護路肩崩壊 L=10m H=1m	600	0	600		通行可
84	土木課	本庁	道路	岡町中岡町小路線	保護路肩崩壊 L=300m H=3m	3,000	0	3,000		通行可
85	土木課	本庁	道路	毘舎丸町上片町線	排水ポンプ制御盤ショート	1,000	0	1,000		通行可
86	土木課	本庁	道路	松崎町田中町線	街路灯制御盤ショート	600	0	600		通行可
87	土木課	本庁	道路	大村町地内道路	側溝土砂堆積 L=30m	300	0	300		通行可
88	土木課	本庁	道路	大村町竹原町2号線	側溝土砂堆積 L=20m	200	0	200		通行可
89	土木課	本庁	道路	水島町高樋本町2号線	側溝土砂堆積 L=200m	2,000	0	2,000		通行可
<b>本庁 管内内訳</b>					<b>87箇所</b>	<b>370,400</b>	<b>100,000</b>	<b>270,400</b>		<b>本庁通行止 ⇒6箇所</b>

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課かいい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止	
1	産業建設課	坂本	道路	下深水・板ノ平線	土砂流出 L=10.0m,V=10m3	400		400		通行可	
2	産業建設課	坂本	道路	上深水・九折線	土砂流出 L=70.0m,V=20m3	400		400		通行可	
3	産業建設課	坂本	道路	深水・走水線	崩土 L=5.0m,H=2.0m,V=5.0m3	300		300		通行可	
4	産業建設課	坂本	道路	深水・走水線	崩土 L=10.0m,H=8.0m,V=40.0m3	600		600		通行可	
5	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=10.0m,V=5m3	300		300		通行可	
6	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=30.0m,V=50m3	600		600		通行可	
7	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=30.0m,V=5m3	200		200		通行可	
8	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出、集水樹閉塞 L=20.0m,V=60m3	600		600		通行可	
9	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出、集水樹閉塞 L=30.0m,V=30m3	400		400		通行可	
10	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	土砂流出 L=50.0m,V=30m3	400		400		通行可	
11	産業建設課	坂本	道路	今泉・袈裟堂線	路肩決壊 L=3.0m,H=1.5	500		500		通行可	
12	産業建設課	坂本	道路	今泉・金剛線	暗渠閉塞 L=2.0,W=3.0mH=2.0m,V=12.0m3	400		400		通行可	
13	産業建設課	坂本	道路	合志野・洪利線	崩土 L=10.0m,H=2.0m,V=10.0m3	400		400		通行可	
14	産業建設課	坂本	道路	馬廻・板ノ平線	路面清掃 L=200m,W=3.0m	600		600		通行可	
15	産業建設課	坂本	道路	陣ノ内・黒岩線	落石 L=0.7m,H=0.7m,W=0.5m	200		200		通行可	
16	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	土砂・流木堆積 L=40.0m,V=30m3	600		600		通行可	
17	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	土砂堆積 L=40.0m,V=40m3	600		600		通行可	
18	産業建設課	坂本	道路	馬廻・板ノ平線	流木・土砂流出 L=400m,W=3.0m	600		600		通行可	
19	産業建設課	坂本	道路	下村・大久保線	流木・土砂流出 L=100m,W=1.0m	600		600		通行可	
20	産業建設課	坂本	道路	段線	排水施設閉塞 L=5.0mW=0.3m	300		300		通行可	
21	産業建設課	坂本	道路	横石・小川線	排水施設閉塞 L=50.0mW=0.3m	500		500		通行可	
<b>坂本 管内内訳</b>						<b>21箇所</b>	<b>9,500</b>	<b>0</b>	<b>9,500</b>		
1	産業建設課	千丁	道路	上土線	土砂堆積 L=100m	300		300		通行可	
2	産業建設課	千丁	道路	甘竹2号線	土砂・流木堆積 L=10m	200		200		通行可	
3	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線	土砂堆積 L=40m	200		200		通行可	
4	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その2)	土砂堆積 L=50m	200		200		通行可	
5	産業建設課	千丁	道路	測前反頭線	土砂堆積 L=50m	100		100		通行可	
6	産業建設課	千丁	道路	測前反頭線(その2)	土砂堆積 L=70m	300		300		通行可	
7	産業建設課	千丁	道路	北測前2号線	土砂・流木堆積 L=50m	300		300		通行可	
8	産業建設課	千丁	道路	北測前2号線(その2)	流木堆積 L=30m	200		200		通行可	
9	産業建設課	千丁	道路	藻川線	土砂堆積 L=70m	200		200		通行可	
10	産業建設課	千丁	道路	藻川線(その2)	土砂堆積 L=50m	150		150		通行可	
11	産業建設課	千丁	道路	藻川線(その3)	土砂堆積 L=100m	200		200		通行可	
12	産業建設課	千丁	道路	中ノ丸丸田線	道路路面崩壊 L=5m	80		80		通行可	
13	産業建設課	千丁	道路	北測前線	土砂堆積 L=150m	400		400		通行可	
14	産業建設課	千丁	道路	図志久2号線	流木堆積 L=10m	300		300		通行可	
15	産業建設課	千丁	道路	太新線	土砂堆積 L=100m	300		300		通行可	
16	産業建設課	千丁	道路	丸田2号線	土砂堆積 L=30m	100		100		通行可	
17	産業建設課	千丁	道路	中間大慶線	流木堆積 L=10m	50		50		通行可	
18	産業建設課	千丁	道路	美名尻小代線	土砂堆積 L=100m	50		50		通行可	
19	産業建設課	千丁	道路	小代線	流木堆積 L=10m	50		50		通行可	
20	産業建設課	千丁	道路	火葬場線	土砂堆積 L=50m	120		120		通行可	
21	産業建設課	千丁	道路	中ノ丸丸田線	アスファルト舗装崩壊 5㎡	300		300		通行可	
22	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線	道路路肩崩壊 延長=50m 幅=2.0m	500		500		通行可	
23	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その2)	道路路肩崩壊 延長=35m 幅=1.0m	400		400		通行可	
24	産業建設課	千丁	道路	小牟田2号線(その3)	道路路肩崩壊 延長=10m 幅=1.0m	300		300		通行可	
25	産業建設課	千丁	道路	小代川原線	道路縦ぎ目損傷 延長=1m 幅=0.1m	500		500		通行可	
26	産業建設課	千丁	道路	丸田線	道路舗装損壊 延長=40m 幅=30.0m	500		500		通行可	
27	産業建設課	千丁	道路	西牟田上中線	道路路肩崩壊 延長=70m 幅=2.5m	500		500		通行可	
28	産業建設課	千丁	道路	北村新牟田線	舗装損傷 延長=5m 幅=1.0m	200		200		通行可	
<b>千丁 管内内訳</b>						<b>28箇所</b>	<b>7,000</b>	<b>0</b>	<b>7,000</b>		

## 被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課かい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	運行止
1	産業建設課	鏡	道路	不知火幹線側道	路肩崩壊 延長15m 幅1.2m	300		300		通行可
2	産業建設課	鏡	道路	上鏡芝口野崎線	舗装ひび割れ、段差 延長40m 幅2.5m	500		500		通行可
3	産業建設課	鏡	道路	有佐具洲大江湖線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅6.0m	500		500		通行可
4	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅3.0m	500		500		通行可
5	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差(その2) 延長10m 幅3.0m	500		500		通行可
6	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地1号線	舗装ひび割れ、段差(その3) 延長15m 幅3.0m	500		500		通行可
7	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地2号線	舗装ひび割れ、段差 延長15m 幅3.0m	500		500		通行可
8	産業建設課	鏡	道路	郷開工業団地2号線	舗装ひび割れ、段差(その2) 延長15m 幅3.0m	500		500		通行可
9	産業建設課	鏡	道路	宮下福雲線	舗装ひび割れ、段差 延長10m 幅3.0m	500		500		通行可
10	産業建設課	鏡	道路	下村7号線	舗装ひび割れ、段差 延長5m 幅1.1m	200		200		通行可
11	産業建設課	鏡	道路	下村9号線	舗装段差 延長30m 幅2.0m	500		500		通行可
12	産業建設課	鏡	道路	有佐幹線水路管理線	舗装ひび割れ、段差 延長20m 幅2.5m	500		500		通行可
13	産業建設課	鏡	道路	中島7号線	路肩崩壊 延長20m 幅0.8m	400		400		通行可
<b>鏡 管内内訳 13箇所</b>						<b>5,900</b>	<b>0</b>	<b>5,900</b>		
1	産業建設課	東陽	道路	黒淵城平線	路肩崩壊	30,000	30,000		査定対応	通行止 迂回路あり
2	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線①	路肩崩壊、舗装損傷	8,000	8,000		査定対応	<b>通行可</b>
3	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線②	側溝内土砂堆積、崩土	600		600	緊急施工伺済	通行可
4	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線③	土砂流出	200		200		通行可
5	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線④	路肩崩壊	500		500		通行可
6	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑤	路肩崩壊	100		100		通行可
7	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑥	路肩崩壊	600		600		通行可
8	産業建設課	東陽	道路	五反田西山線①	法面崩壊、崩土	50,000	50,000		県林務課協議中	通行止 迂回路あり
9	産業建設課	東陽	道路	五反田西山線②	路肩崩壊	500		500		通行可
10	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線①	土砂流出・路肩崩壊	600		600		<b>通行可</b>
11	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線②	土砂流出	100		100		通行可
12	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線③	土砂流出	300		300		通行可
13	産業建設課	東陽	道路	箱石池ノ原線④	土砂流出	100		100		通行可
14	産業建設課	東陽	道路	中ノ瀬川	倒木・土砂流出	100		100		通行可
15	産業建設課	東陽	道路	黒淵線①	路肩崩壊	600		600		通行止 迂回路あり
16	産業建設課	東陽	道路	黒淵線②	法面崩壊	25,000	25,000		査定対応	通行止 迂回路あり
17	産業建設課	東陽	道路	黒淵線③	崩土	500		600		通行止 迂回路あり
18	産業建設課	東陽	道路	黒淵線④	崩土	300		300		通行止 迂回路あり
19	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑤	崩土	100		100		通行可
20	産業建設課	東陽	道路	赤山新開線	崩土	600		600		通行止 迂回路あり
21	産業建設課	東陽	道路	赤山油谷線①	崩土・暗渠閉塞	600		600	緊急施工伺済	通行可
22	産業建設課	東陽	道路	赤山油谷線②	崩土	300		300		通行可
23	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線①	崩土	300		300		通行可
24	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線②	崩土	300		300		通行可
25	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線③	崩土	300		300		通行可
26	産業建設課	東陽	道路	畑中黒淵線④	道路陥没	600		600		通行可
27	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線①	路肩崩壊	300		300		通行可
28	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線②	崩土	600		600	緊急施工伺済	通行可
29	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線③	崩土	600		600		通行可
30	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線④	路肩崩壊	600		600		通行可
31	産業建設課	東陽	道路	杉の本赤山線⑤	舗装	500		500		通行可
32	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線①	崩土	200		200		通行可
33	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線②	崩土	100		100		通行可
34	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線③	崩土	200		200		通行可
35	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線④	暗渠閉塞・土砂流出	500		500		通行可
36	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑤	崩土	300		300		通行可
37	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑥	暗渠閉塞	500		500		通行可
38	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑦	土砂流出、路肩崩壊	500		500		通行可
39	産業建設課	東陽	道路	鶴美生線①	土砂流出	100		100		通行可
40	産業建設課	東陽	道路	鶴美生線②	土砂流出	200		200		通行可
41	産業建設課	東陽	道路	榎屋線①	側溝閉塞	300		300		通行可
42	産業建設課	東陽	道路	榎屋線②	土砂流出	300		300		通行可
43	産業建設課	東陽	道路	榎屋線③	土砂流出	300		300		通行可

### 被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課かい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
44	産業建設課	東陽	道路	椎屋線④	暗渠閉塞・土砂流出	600		600		通行可
45	産業建設課	東陽	道路	美生小原線	土砂流出	400		400		通行可
46	産業建設課	東陽	道路	中川崎線	崩土	300		300		通行可
47	産業建設課	東陽	道路	平山線①	路肩崩壊	300		300		通行可
48	産業建設課	東陽	道路	平山線②	路肩崩壊	500		500		通行可
49	産業建設課	東陽	道路	平山線③	路肩崩壊	500		500		通行可
50	産業建設課	東陽	道路	平山線④	路肩崩壊	600		600		通行可
51	産業建設課	東陽	道路	藤野平山線	土砂流出	300		300		通行可
52	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線①	土砂等流出	100		100		通行可
53	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線②	倒木	100		100		通行可
54	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線③	路肩崩壊	100		100		通行可
55	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線④	崩土	200		200		通行可
56	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑤	路肩崩壊	100		100		通行可
57	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑥	崩土	200		200		通行可
58	産業建設課	東陽	道路	黒淵測の本線⑦	崩土	300		300		通行可
59	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中線①	崩土	600		600		通行可
60	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中線②	路肩崩壊	300		300		通行可
61	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線①	道路崩壊	10,000	10,000		査定対応	通行止
62	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線②	倒木	300		300	緊急施工伺済	通行可
63	産業建設課	東陽	道路	館原椎尾線③	崩土	300		300	緊急施工伺済	通行可
64	産業建設課	東陽	道路	差野団地1号線	崩土	300		300		通行可
65	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中1号線①	土砂流出	300		300		通行可
66	産業建設課	東陽	道路	黒淵村中1号線②	道路陥没	600		600		通行可
67	産業建設課	東陽	道路	早瀬村中線①	路肩崩壊	500		500		通行可
68	産業建設課	東陽	道路	早瀬村中線②	土砂流出	200		200		通行可
69	産業建設課	東陽	道路	久木野福手原線	土砂流出	300		300		通行可
70	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑥	崩土	500		500		通行可
71	産業建設課	東陽	道路	黒淵線⑦	崩土	200		200		通行可
72	産業建設課	東陽	道路	口の上小崎線①	路肩崩壊	600		600		通行可
73	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑧	暗渠閉塞	200		200		通行可
74	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑨	路肩崩壊	600		600		通行可
75	産業建設課	東陽	道路	久木野村中線	側溝閉塞	100		100		通行可
76	産業建設課	東陽	道路	鹿路線①	崩土	300		300		通行可
77	産業建設課	東陽	道路	鹿路線②	崩土	300		300		通行可
78	産業建設課	東陽	道路	西原琵琶古閑線⑦	路肩緩み	600		600		通行可
79	産業建設課	東陽	道路	平山線⑤	暗渠閉塞	600		600		通行可
80	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑩	崩土	600		600		通行可
81	産業建設課	東陽	道路	新開箱石線⑪	崩土	600		600		通行可
				【測量設計】黒淵城平線		1,500		1,500		
				【測量設計】西原琵琶古閑線①		3,500		3,500		
				【測量設計】黒淵線②		2,500		2,500		
				【測量設計】館原椎尾線①		2,500		2,500		
				【測量設計】五反田西山線①		7,000		7,000		
<b>東陽 管内内訳</b>					<b>81箇所</b>	<b>167,800</b>	<b>123,000</b>	<b>44,800</b>		<b>東陽通行止 ⇒8箇所</b>

## 被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

番号	課かい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	運行止
1	産業建設課	泉	道路	山川内線	土砂流出 L=100m	600		600		通行可
2	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=20m	200		200		通行可
3	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
4	産業建設課	泉	道路	矢山線	道路崩壊 L=20m	34,000	34,000		工事費: 30,000千円 測量設計業務委託: 4,000千円	通行止 迂回路あり
5	産業建設課	泉	道路	矢山線	路盤流出 L=10m	600		600		通行可
6	産業建設課	泉	道路	矢山線	暗渠閉塞 L=20m	600		600		通行可
7	産業建設課	泉	道路	矢山線	舗装凹凸 L=60m	600		600		通行可
8	産業建設課	泉	道路	矢山線	倒木撤去 N=1本	100		100		通行可
9	産業建設課	泉	道路	矢山線	土砂流出 L=50m	600		600		通行可
10	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
11	産業建設課	泉	道路	広平線	里道復旧 L=30m	600		600		通行可
12	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂撤去 L=30m	600		600		通行可
13	産業建設課	泉	道路	広平線	土砂流出 L=100m	600		600		通行可
14	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	土砂流出 L=10m	200		200		通行可
15	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	路肩土砂流出 L=5m	500		500		通行可
16	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	土砂流出 L=5m	200		200		通行可
17	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	倒木 N=1本	100		100		通行可
18	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	排水管閉塞 L=8m	200		200		通行可
19	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	排水管閉塞 L=10m	600		600		通行可
20	産業建設課	泉	道路	広平・矢山線	路肩崩壊、暗渠破損 L=100m	36,000	36,000		工事費: 30,000千円 測量設計業務委託: 6,000千円	通行止 迂回路あり
21	産業建設課	泉	道路	沢無田線	土砂流出 L=200m	600		600		通行可
22	産業建設課	泉	道路	轟・古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=40m	23,000	23,000		工事費: 20,000千円 測量設計業務委託: 3,000千円	通行可
23	産業建設課	泉	道路	古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=20m	13,000	13,000		工事費: 10,000千円 測量設計業務委託: 3,000千円	通行可
24	産業建設課	泉	道路	犬山線	舗装崩壊 L=100m	13,100	12,500	600	単独事業費: 600千円 工事費: 10,000千円 測量設計業務委託: 2,500千円	通行可
25	産業建設課	泉	道路	泉・小川線	土砂流出・倒木・道路崩壊 L=250m	66,600	66,600		工事費: 50,000千円 測量設計業務委託: 10,000千円	通行止 迂回路あり
26	産業建設課	泉	道路	白岩戸線	倒木撤去 N=3本	100		100		通行可
27	産業建設課	泉	道路	野添・日当線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
28	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	路肩崩壊 L=10m	600		600		通行可
29	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	暗渠閉塞 L=5m	600		600		通行可
30	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	土砂流出 L=30m	600		600		通行可
31	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	舗装崩壊 L=30m	600		600		通行可
32	産業建設課	泉	道路	日当・矢山線	土砂流出 L=30m	600		600		通行可
33	産業建設課	泉	道路	深山谷線	土砂流出 L=100m	600		600		通行可
34	産業建設課	泉	道路	深山谷線	舗装崩壊 L=30m	600		600		通行可
35	産業建設課	泉	道路	糸原線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
36	産業建設課	泉	道路	糸原線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
37	産業建設課	泉	道路	糸原線	暗渠閉塞 L=5m	100		100		通行可
38	産業建設課	泉	道路	糸原線	暗渠閉塞 L=5m	100		100		通行可
39	産業建設課	泉	道路	糸原線	舗装崩壊 L=5m	200		200		通行可
40	産業建設課	泉	道路	横手・釈迦院線	路肩崩壊 L=20m	600		600		通行可
41	産業建設課	泉	道路	横手・釈迦院線	土砂流出、舗装崩壊 L=10m	600		600		通行可

被害報告内訳(道路)【土木課・産業建設課】

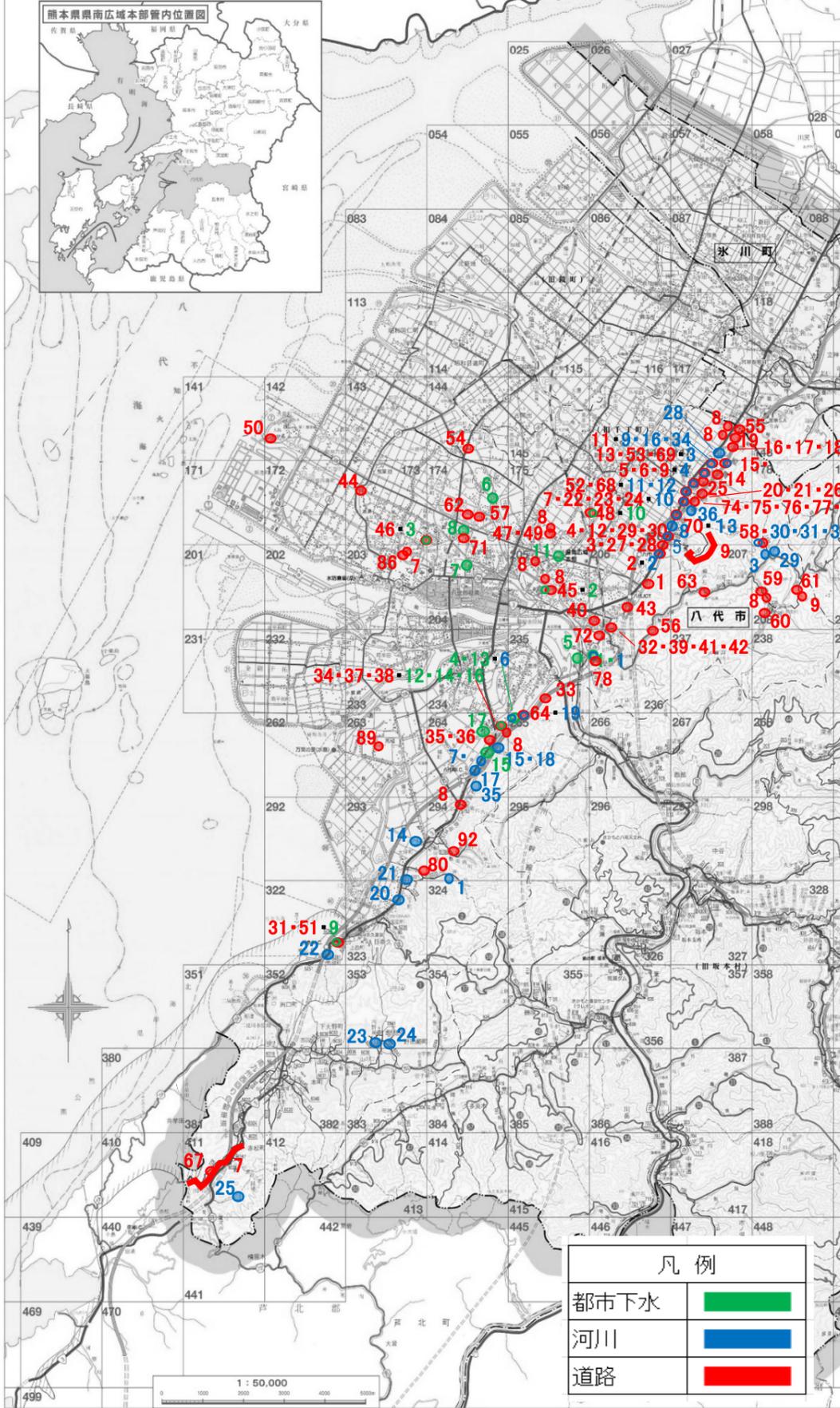
番号	課がい名	事務所名	区分	市道・河川名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
42	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	土砂流出 L=20m	400		400		通行可
43	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	倒木撤去 N=1本	100		100		通行可
44	産業建設課	泉	道路	木場・横手線	土砂流出 L=20m	300		300		通行可
45	産業建設課	泉	道路	打越・深山線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
46	産業建設課	泉	道路	和小路線	土砂流出 L=30m	600		600		通行可
47	産業建設課	泉	道路	井堰線	法面前壊 L=15m	600		600		通行可
48	産業建設課	泉	道路	井堰線	法面前壊 L=20m	600		600		通行可
49	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂撤去 L=30m	600		600		通行可
50	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	擁壁損傷 L=30m	24,000	24,000		工事費:20,000千円 測量設計業務委託:4,000千円	通行可
51	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂流出 L=30m	200		200		通行可
52	産業建設課	泉	道路	宮の崎線	土砂流出 L=100m	600		600		通行可
53	産業建設課	泉	道路	尾の上・竹の迫	土砂流出 L=30m	600		600		通行可
54	産業建設課	泉	道路	白木平線	土砂流出 L=50m	600		600		通行可
55	産業建設課	泉	道路	中尾線	土砂流出 L=10m	300		300		通行可
56	産業建設課	泉	道路	定野線	横断溝閉塞L=5m 側溝閉塞L=20m	400		400		通行可
57	産業建設課	泉	道路	西の岩線	土砂流出 L=5m	200		200		通行可
58	産業建設課	泉	道路	西の岩線	土砂流出 L=10m	300		300		通行可
59	産業建設課	泉	道路	攻線	土砂流出 L=10m	300		300		通行可
60	産業建設課	泉	道路	攻線	路肩崩壊 L=5m	500		500		通行可
61	産業建設課	泉	道路	攻線	土砂流出 L=10m	300		300		通行可
62	産業建設課	泉	道路	攻線	側溝閉塞 L=50m	300		300		通行可
63	産業建設課	泉	道路	攻線	側溝閉塞 L=50m	300		300		通行可
64	産業建設課	泉	道路	攻線	横断溝閉塞L=5m	500		500		通行可
65	産業建設課	泉	道路	腰越・平線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
66	産業建設課	泉	道路	八八重・四方田線	路肩崩壊 L=2m	500		500		通行可
67	産業建設課	泉	道路	朴の木線	倒木 N=1本	300		300		通行可
68	産業建設課	泉	道路	朴の木線	落石ネット石堆積 L=5m	600		600		通行可
69	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
70	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
71	産業建設課	泉	道路	朴の木線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
72	産業建設課	泉	道路	二重～井出線	石積崩壊 L=5m	600		600		通行可
73	産業建設課	泉	道路	打越・糸原線	土砂流出 L=10m	600		600		通行可
74	産業建設課	泉	道路	打越・糸原線	土砂流出 L=5m	100		100		通行可
75	産業建設課	泉	道路	打越・糸原線	横断溝閉塞L=5m	100		100		通行可
76	産業建設課	泉	道路	桂原線	土砂流出 L=20m	600		600		通行止 迂回路あり
77	産業建設課	泉	道路	桂原線	倒木撤去	669		669		通行止 迂回路あり
78	産業建設課	泉	道路	桂原線	法面前壊 L=20m	34,200	34,200		応急工事費:1,200千円 工事費:30,000千円 測量設計業務委託:3,000千円	通行可
79	産業建設課	泉	道路	糸原地内里道(その1)	道路崩壊 L=20m	600		600		通行可
80	産業建設課	泉	道路	糸原地内里道(その2)	道路崩壊 L=20m	600		600		通行可
81	産業建設課	泉	道路	糸原地内里道(その3)	道路崩壊 L=20m	600		600		通行可
82	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=5m	200		200		通行可
83	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=5m	200		200		通行可
84	産業建設課	泉	道路	南川内線	土砂流出 L=10m	300		300		通行可
泉 管内内訳					82箇所	274,700	243,300	31,400		泉通行止 ⇒3箇所
道路施設 計					312箇所	835,300	466,300	369,100		合計16箇所

## 建設部 被害報告内訳(都市下水路)【土木課・建設政策課】

番号	課がい名	事務所名	区分	橋梁名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止	
1	土木課	本庁	都市下水路	古麓町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	3,500	0	3,500			
2	土木課	本庁	都市下水路	十条町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	800	0	800			
3	土木課	本庁	都市下水路	松崎町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	600	0	600			
4	土木課	本庁	都市下水路	奈良木町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	2,000	0	2,000			
5	土木課	本庁	都市下水路	古麓町排水路土砂撤去修繕(その2)	土砂堆積	600	0	600			
6	土木課	本庁	都市下水路	古閑下町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	3,000	0	3,000			
7	土木課	本庁	都市下水路	鷹辻町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	1,500	0	1,500			
8	土木課	本庁	都市下水路	横手町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	2,000	0	2,000			
9	土木課	本庁	都市下水路	日奈久下西町排水路流木撤去修繕	流木撤去	300	0	300			
10	土木課	本庁	都市下水路	長田町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	500	0	500			
11	土木課	本庁	都市下水路	井上町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	300	0	300			
12	土木課	本庁	都市下水路	平山新町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	3,000	0	3,000			
13	土木課	本庁	都市下水路	奈良木町排水路土砂撤去修繕(その2)	土砂堆積	8,000	0	8,000			
14	土木課	本庁	都市下水路	豊原下町排水路土砂撤去修繕	土砂堆積	3,000	0	3,000			
15	土木課	本庁	都市下水路	平山新町排水路土砂撤去修繕(その2)	土砂堆積	1,000	0	1,000			
16	土木課	本庁	都市下水路	平山新町排水路土砂撤去修繕(その3)	土砂堆積	2,000	0	2,000			
17	土木課	本庁	都市下水路	平山新町排水路土砂撤去修繕(その4)	土砂堆積	8,000	0	8,000			
<b>本庁 管内内訳</b>						<b>17箇所</b>	<b>40,100</b>	<b>0</b>	<b>40,100</b>		
	産業建設課	坂本	都市下水路								
	産業建設課	坂本	都市下水路								
<b>坂本 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
	産業建設課	千丁	都市下水路								
	産業建設課	千丁	都市下水路								
<b>千丁 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
1	産業建設課	鏡	都市下水	宝出地区排水路	雑物堆積 N=1式	200		200		通行可	
2	産業建設課	鏡	都市下水	上鏡地区排水路	雑物堆積 N=1式	100		100		通行可	
3	産業建設課	鏡	都市下水	上鏡地区排水路	土砂堆積 V=10m3	500		500		通行可	
4	産業建設課	鏡	都市下水	両出地区排水路	土水路崩壊による宅地擁壁の傾斜 L=50m	11,000		11,000	工事費:9,000千円 測量設計業務委託:2,000千円	通行可	
5	産業建設課	鏡	都市下水	宝出地区排水路	石積のはらみ L=65m H=1.2m	5,500		5,500		通行可	
6	産業建設課	鏡	都市下水	内田地区排水路	橋台基礎洗堀 H=0.6m B=0.3m	450		450		通行可	
7	産業建設課	鏡	都市下水	鏡村地区排水路	土砂堆積 V=8m3	300		300		通行可	
<b>鏡 管内内訳</b>						<b>7箇所</b>	<b>18,050</b>	<b>0</b>	<b>18,050</b>		
	産業建設課	東陽	都市下水路								
	産業建設課	東陽	都市下水路								
<b>東陽 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
	産業建設課	泉	都市下水路								
	産業建設課	泉	都市下水路								
<b>泉 管内内訳</b>						<b>0箇所</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
<b>橋梁施設 計</b>						<b>24箇所</b>	<b>58,150</b>	<b>0</b>	<b>58,150</b>		

# 八代市 建設部 土木課 被害報告

## 被災状況 (令和7年9月11日現在)



凡例

都市下水	■
河川	■
道路	■

<p>2.川田町地内道路</p> <p>完了</p>	<p>5.市道岡町谷川興善寺線</p> <p>完了</p>	<p>7.市道岡町谷川岡町小路線</p> <p>完了</p>	<p>8.敷川内町3号線</p> <p>完了</p>
<p>9.市道興善寺町2号線</p> <p>完了</p>	<p>11.市道岡町中7号線</p> <p>完了</p>	<p>12.市道川田町東3号線</p> <p>完了</p>	<p>13.市道岡町谷川1号線</p> <p>完了</p>
<p>17.岡町中地内道路</p> <p>完了</p>	<p>18.市道岡町谷川1号線</p> <p>完了</p>	<p>33.市道奈良木町平山新町線</p> <p>完了</p>	<p>58.市道東町2号線</p> <p>完了</p>
<p>2.迫谷川第二</p> <p>完了</p>	<p>3.岡谷川</p> <p>完了</p>	<p>4.大谷川</p> <p>完了</p>	<p>5.権現川</p> <p>完了</p>
<p>6.壺焼谷川</p> <p>完了</p>	<p>9.岡谷川第三</p> <p>完了</p>	<p>15.殿谷川</p> <p>完了</p>	<p>18.阿部谷川</p> <p>完了</p>
<p>1.古麓町排水路</p> <p>完了</p>	<p>6.古閑下町排水路</p> <p>完了</p>	<p>12.平山新町排水路</p> <p>完了</p>	<p>13.奈良木町排水路</p> <p>完了</p>

河川	河川名称	河川番号	河川区画	河川区画番号	河川区画名称	河川区画内容	河川区画状況
2	迫谷川第二	2	1	1	迫谷川第二	河川区画	完了
3	岡谷川	3	1	1	岡谷川	河川区画	完了
4	大谷川	4	1	1	大谷川	河川区画	完了
5	権現川	5	1	1	権現川	河川区画	完了
6	壺焼谷川	6	1	1	壺焼谷川	河川区画	完了
9	岡谷川第三	9	1	1	岡谷川第三	河川区画	完了
15	殿谷川	15	1	1	殿谷川	河川区画	完了
18	阿部谷川	18	1	1	阿部谷川	河川区画	完了
1	古麓町排水路	1	1	1	古麓町排水路	排水路区画	完了
6	古閑下町排水路	6	1	1	古閑下町排水路	排水路区画	完了
12	平山新町排水路	12	1	1	平山新町排水路	排水路区画	完了
13	奈良木町排水路	13	1	1	奈良木町排水路	排水路区画	完了

# 位置図(泉支所)

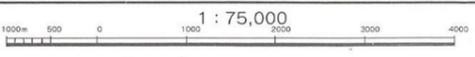
被災状況(令和7年9月11日現在)

番号	路線名	被災状況	復旧状況
1	泉・小川線	土砂流出・倒木・道路崩壊 L=250m	復旧済
2	宮の崎線	擁壁損傷 L=30m	未復旧
3	古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=20m	未復旧
4	轟・古屋敷線	土砂流出・倒木堆積 L=40m	復旧中
5	犬山線	舗装崩壊 L=100m	復旧済
6	広平・矢山線	路肩崩壊、暗渠破損 L=100m	未復旧
7	矢山線	道路崩壊 L=20m	未復旧
8	桂原線	法面崩壊 L=20m	復旧済

修繕箇所(土砂撤去等) 74箇所 対応中

熊本県泉村役場

この地図は建設省国土院院長の承認を得て同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 昭52九復第354号



## 建設部 被害報告内訳(下水道)【下水道建設課】

番号	課かい名	事務所名	区分	下水道施設名	被災状況	被災額 (千円)	補助事業費 (千円)	単独事業費 (千円)	備考	通行止
1	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	特殊マンホール調整リング破損 N=1 舗装破損 A=50m <sup>2</sup>	1,400	1,400	0	補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	通行止
2	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	特殊マンホール調整リング破損 N=1 舗装破損 A=80m <sup>2</sup>	2,600	2,600	0	シルバーハウス 花核前 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	通行止
3	下水道建設課	本庁	都市下水道	【宮地都市下水道】(宮地町)	都市下水道管理用道路土砂堆積 L=230m	500	0	500	宮地さくら保育園 起債:充当率100% 小災害復旧事業(激甚)	—
4	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(郡築三番町)	災害復旧事業査定設計委託	1,000	0	1,000	起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
5	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(田中西町)	北部中央雨水調整池電灯設備故障 N=1	9,000	0	9,000	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激甚)	—
6	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(新開町)	中央雨水ポンプ場除塵機ケーブル地絡 N=1	4,500	0	4,500	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激甚)	—
7	下水道建設課	本庁	下水道	【八代処理区】(新開町)	中央中継ポンプ場流入渠水位計故障 N=1	300	0	300	起債:充当率100% 一般単独災害復旧事業 小災害復旧事業(激甚)	—
<b>本庁 管内内訳 6箇所</b>						<b>19,300</b>	<b>4,000</b>	<b>15,300</b>		
下水道建設課	鏡	下水道								
<b>鏡 管内内訳 0箇所</b>						<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
1	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計・通報装置)	4,300	4,300	0	新牟田1第2 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
2	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計)	2,900	2,900	0	新牟田1第3 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
3	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計)	2,500	2,500	0	西牟田上第1 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
4	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	マンホールポンプ故障N=1 (水位計・通報装置)	4,300	4,300	0	古閑出2 補助率:66.7% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
5	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	災害復旧事業査定設計委託	1,000	0	1,000	起債:充当率100% 災害復旧事業債(補助災害)	—
6	下水道建設課	千丁	下水道	【千丁処理区】(千丁町)	被災証明書発行業務委託	1,600	0	1,600		—
<b>千丁 管内内訳 4箇所</b>						<b>16,600</b>	<b>14,000</b>	<b>2,600</b>		
下水道建設課	東陽	農業集落排水								
<b>東陽 管内内訳 0箇所</b>						<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
1	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	下水道管破断流出 L=10m	700	700	0	県道小川泉線崩落による。 起債: 災害関連公営企業債:100%	仮復旧済
2	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	マンホールポンプ故障 N=1 (ポンプ更新・操作盤更新)	8,600	8,600	0	起債: 災害関連公営企業債:100%	—
3	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	マンホールポンプ故障に伴うバキューム 車対応 仮設ポンプ及び仮設操作盤の設置	8,000	8,000	0	補助率:50% 起債:充当率100% 災害復旧事業債(公営企業債)	—
4	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 矢山地区)	下水道管破断流出 L=10m	800	800	0	市道矢山線崩落による。 起債: 一般単独災害復旧事業:65% 小災害復旧事業(激甚):80%	通行止
5	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	災害復旧事業査定設計委託	3,000	0	3,000	起債: 災害関連公営企業債:100%	—
6	下水道建設課	泉	農業集落排水	【下岳】(泉町下岳 草谷公園付近)	被災証明書発行業務委託	400	0	400		—
<b>泉 管内内訳 3箇所</b>						<b>21,500</b>	<b>18,100</b>	<b>3,400</b>		
<b>下水道施設 計 13箇所</b>						<b>57,400</b>	<b>36,100</b>	<b>21,300</b>		



## 教育対策部 対応状況 報告

9月11日(木) 12時現在

※復旧完了分を除く(現在施行中、調査中のみ)

### 公立学校施設の復旧対応

#### ■小学校

##### 龍峯小学校

- ・流入土砂等撤去(校舎床下及び体育館) 【8/16～開始】
- ・床下基礎改修(校舎及び体育館) 【8/16～開始】
- ・冷暖房設備復旧 【調整中】レンタル機にて対応
- ・プール流入土砂撤去及び配管洗浄 【8/21～開始】
- ・運動場表層整備及びフェンス擁壁復旧 【未定】
- ・空調設備レンタル設置 【9/9設置完了】

##### 千丁小学校

- ・床改修(家庭科室・教養室) ※その他の教室等は完了 【～9/30完了予定】
- ・冷暖房設備復旧工事 ※事務室、保健室、職員室完了 【調整中】レンタル機にて対応
- ・空調設備レンタル設置 【8/29設置完了】
- ・校内放送設備復旧 【～9/30完了予定】
- ・児童昇降口の靴箱、教室棚補修(施設課営繕員対応) 【～11月末完了予定】
- ・備品等買替 【9月上旬納品予定】

##### 泉小中学校

- ・土砂等の撤去(運動場法面) 【～9月中旬完了予定】

##### 東陽小学校

- ・運動場への土砂流入撤去 【～9月中旬完了予定】
- ・ピロティ駐車場陥没 【8/21～開始】

##### 八代小学校

- ・冷暖房設備復旧(4教室) 【調整中】納期確認中

## ■中学校

### 第三中学校

- ・グラウンド排水柵等の浚渫

【9月中旬開始予定】

## ■幼稚園

### 千丁幼稚園

- ・冷暖房設備復旧（遊戯室ほか）
- ・医務室床修繕（施設課営繕員対応）
- ・備品等買替

【調整中】納期確認中

【～9/30完了予定】

【9月上旬納品予定】

### 松高幼稚園

- ・冷暖房設備復旧（遊戯室、園児室1）

【調整中】納期確認中

## 社会教育施設の復旧対応

### ■市公民館（パトリア千丁）

- ・ホワイエ内トイレ修繕

【補正予算対応】

### ■市立図書館（せんちょう分館）※8/12～ 臨時休館中

- ・フロアカーペット・畳取替、書籍移動・保管
- ・館内エアコン取替
- ・閉架書庫移動棚取替 他

【補正予算対応】10月発注予定

【補正予算対応】11月発注予定

【補正予算対応】11月発注予定

### ■さかもと八竜天文台

- ・天文台自動ドア修繕（落雷）

【～9/24完了予定】

## その他 9月10日の大雨、落雷による被害

### ■第二中学校

- ・冷暖房機故障
- ・電話不通

【調整中】納期確認中

【調査中】NTT調査9/12